

第七十二回国会
衆議院
地方行政委員會議録 第三十号

昭和四十九年四月二十六日(金曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

- 委員長 伊能繁次郎君
理事 小山 省二君
理事 中山 利生君
理事 佐藤 敬治君
理事 三谷 秀治君
理事 片岡 清一君
理事 渡辺 紘三君
理事 小川 省吾君
理事 多田 光雄君
理事 小川 新一郎君
理事 折小野良一君

出席政府委員

- 自治 大臣 町村 金五君
人事院事務総局 給与局長 茨木 広君
自治政務次官 古屋 亨君
自治省行政局公務員部長 植弘 親民君

委員外の出席者

- 総理府恩給局恩給問題審議室長 海老原義彦君
厚生省保険局長 田中 明夫君
自治省行政局公務員部長 大嶋 孝君
地方行政委員会調査室長 日原 正雄君

四月二十六日

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七六号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

第一類第二号 地方行政委員會議録第三十号

本日の會議に付した案件

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(井岡大治君外三名提出、衆法第二七号)

○伊能委員長 これより會議を開きます。

内閣提出にかかる昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び井岡大治君外三名提出にかかる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

小川新一郎君。

○小川(新)委員 私は、提案されている法案に関連いたしました若干質問させていただきます。ごさいますので、質問の中に不明な点があった場合には聞き返していただきたくございまして、十二分に國民に反映するようひとつ御答弁いただきたいのであります。

そこで、まず順序を申し上げますと、一昨日の新聞にも出ておりましたが、岡山市に住む八十歳の老人が國を相手とった老齢福祉年金支払い請求の訴訟の件について、これを若干質問したあとに、賃金スライド制について、財源の負担割合について、退職年金について、遺族年金について、五番目に任意継続組合員制度の創設について、六番目は積み立て金の管理運用について、この程度のことをお聞きしたいと思うわけであります。

そこで、まず大臣にお尋ねするわけでございしますが、大臣がいらっしゃいますので、政務次官にお尋ねをするとして、後ほどまた大臣にお尋ねいたします。どうぞよろしく御配慮をお願いしたいと思います。

新聞でも御存じのとおり、年金訴訟という問題がいま大きくクローズアップされてまいりました。戦前公務員として、わずかな恩給をいただいたがため、三十万何がしかの恩給をいただいたがために、七十歳からいただくべきところの老人福祉年金の併給を國が認めてくれない。これが、憲法第二十五条でいうところの、健康で文化的な生活を最低限営む権利を有する國民の年金生活者に対する國の態度であろうか。こういうささやかな國民の願いがむざむざにも司法権によつてはね飛ばされたというわけでございします。

わが國は、御存じのとおり、また私たちも知っております。法治國家でございしますから、法に抵触したことはできませんし、またその法に許された範囲の中で処理をしていくことは当然わかります。であります、このような問題が非常に大きな社会問題化してきたという背景には、狂乱物価、資源問題、エネルギー、そしてわが國を取り巻くところの多角的な各國の動き、そしてそれが私たちの日常生活に与える影響、こういったものが複雑にからみ合っている。当然、政府の一番大きな政治の指針、目標は福祉元年、すなわち、高度経済成長政策、生産一本やり、大資本や大企業を優先するところのものの考え方から、社会の弱者、生活の谷間にあえていられる方々を中心にスポットライトを当てていく政治、すなわち福祉を中心にしていくところの政治に置きかえていくという理念が自由民主党の理念であらうと私は思うわけであります。でありますから、昭和四十八年度において一般会計予算を組むにあたって

は、昨年の予算にあたっては、福祉元年の始まりである、こう申し述べておるわけでございします。で、今回の問題が非常に大きな問題を背景に含んでおるわけでございしますから、その点から考えまして、恩給を受けていらっしゃる方、共済制度の支給を受けておる方、こういった方に、福祉制度の一端として老後の生活の最低を保障することが法の趣旨であると考えております。

しかし、昨日の議論によつては、共済年金制度とか恩給とか保険とかいうものは、そのものが生活の主体のベースを占めるものでなくて、補足的な考え方の占める割合が大きいのだというように議論をされておりました。そしてまた、一つの制度をやるときは、他の関連法律がじゃましておるためにこちらの問題がでないのだ、これについては、本委員会の委員が声を大にしてこの問題については責め立てておりましたが、私は全く同感だと思ひます。老後の福祉や生活の安定をたてまえるならば、恩給や共済年金で生活できるような制度なり仕組みにすべきであるということがいまの法の立場において当然であるけれども、それが法治國家、法のたてまえ上許されないのだ、陰謀があるのだ、壁があるのだ、それは関連法律の仕組みの中によつて生じておるのだ、これが一番困つておるのだというふうな御意見でございました。

そこで私は、そういう問題を法律の上で正していく立場において、まず第一に、恩給や年金だけで生活している人は一体日本の國にどれくらいいるのでしょうか。また恩給や年金生活者がそれ为主体のベースとして生活しておるか、補足的にそれを扱っておるか。たとえ、いま土地問題が大きな國の政治問題に発展してきております。國總法が國土利用計画法になる。しかしこの國土利用計画法を私たち議員立法として出すに

昭和四十九年四月二十六日

あたっても、その前提となるものは土地の実態のあり方、調査、そしてそれをどうつかまえるかというところによってきまるわけでございます。昨日も局長さんがお話しになっておりましたように、趣旨とたてまえ、ほんとうはこうしたいのだけれどもいまいちうわでできませんというの、あまりに法律一辺倒に縛られておるといふ考え方がいたしますので、まずその実態調査がどうなっておるか、それをまずお尋ねいたします。

○大嶋説明員 地方共済の年金受給者につきましては、三十九万一千三百三十二名ということになっております。

○小川(新)委員 私のお尋ねしておりますのはその数だけじゃないのでございまして、その実態でございまして。はたしてその年金で生活をしておるか、それとも現在の物価高の中で、生計費の占める割合の中でどう補てんをされておるか。その実態調査はいっ行ない、その実態をわれわれ議員がどうやって調べたいかということをお願いしたいのでございます。

○大嶋説明員 年金の平均が幾らになっておるかということでもお答えを申し上げたいと思っておりますけれども、抽出調査の結果でございますが、地方職員が平均月額五万七千三百九十九円、公立学校は六万五千円余、市町村職員が四万一千円余というようにな形になっております。これからいいますと、これだけで生活をしておるかどうかにいうことについては、またいろいろ疑問もあらうかと思っております。

○小川(新)委員 そういたしますと、当然これだけで生活している人たちはないだろう、あなたの御答弁でも、生活ができないということになれば、生活保護を受けるのか、何らかのかわり方でやらないと、とにかく死んでしまうわけですから。

きょうおもしろい新聞記事が出ておりましたので、ちょっと読ましていただきますと、こういうことをいっているんですね。

「わすかの恩給を受けているという、ただそれだけの理由で老齢年金の併給を制限(禁止)するの

は、生存権や法の下の平等をうたった憲法の精神に反すると訴えていた元教員が裁判で敗れた。法律という冷厳な壁につき当たってはね飛ばされた宮公さんが控訴して再び争うと聞き、ウマにうらみはないがサラブレッドの子ウマの話を思い出した。それこそチョウ花よ、トラの子のようにだいに育てられていたウマの食費が、月五万円と聞いていたからである。競馬みたいな非生産的なことはやめてしまえなどというつもりはないが、たとえばたんばく質や脂肪が豊富だというので、わざわざオーストラリアから取り寄せた舶来のえん麦を食わせているそうである。こていねいに、ウマに牛乳までたつぷり飲ませるのだから五万円ぐらいいはかるだろう。うまくいけば何億円かせいでくれるかわからないから、この程度の投資は当然かもしれないが、その馬券を、電話一本で買えるよう便宜をはからう農林省や大蔵省つまり国が、ささやかな恩給生活者にも、いまずこし思いやりを示してもよからうというのである」

こういうふうな読売新聞の「編集手帳」の中に書いてありました。また毎日新聞においては、「福祉強化で年金訴訟に応えよ」というきょうの社説が載っております。

私は、まず国の姿勢ですね、もっと実態調査を十分やらなければいかぬのじゃないですか。たとえば、いまあなたがおっしゃったように、教育の共済の人たちの平均は幾ら、地方公務員の共済を受けている方の平均は幾ら、何々ということはおわかっておる。だけれどもこれだけではだれも生活できないんだから、実態はどうなっているんだというところから始まって、立法府がそれを検討していく。昨日も局長さんが苦しい御答弁をしておりましたよね。やりたいんだ、いろいろ出てきた議論の問題点をやりたいんだけれども、法の許せる範囲では、他の関連法に縛られてできないんだ、うまくいかなんだ、こう言っております。

そこで私がいまお聞きしていることは、こういう実態の中から、一体各種年金とか恩給生活者の実態というものはあまりにわれわれ国民も、国も

議員も知らないのではないか、そこからこういう発想が出てきて、私がこれから述べる共済年金の改正点の問題に資するために冒頭お尋ねしているわけなんです、こういう実態調査をいままでならなかったのですから、今度おやりになりますか。どうです。やらないのをどうだどうだと責めてもしようがないのであって、今後どうします。

○植弘政府委員 いま事務的に数字を申し上げましたが、これが平均でございまして、具体的に、ほんとうに年金だけで生活しているのかどうかという実態は、正直のところつまびらかにいたしておりません。

しかしながら、いま小川先生御指摘のように、基本的な立場に立つて、年金なり恩給なりといったもので生活する者の実態がどうかということになりますと、私どもは少なくとも現在決定されております年金額を基礎にして、その後における物価の状況等考えながら年々改定させていただいているわけでありまして、それにいたしましたも、昨年なり本年のお願いしている分を入れますと平均三〇%ずつの上昇をはかっております。それでもなおかつ御指摘のような問題もあらうかと思っております。昨日も御答弁いたしました、給付水準の充実、アップという問題は真剣に取り上げなければならぬ問題だと思っておりますので、昨日も申し上げましたが、総理府の審議室にございまして公的年金の連絡協議会、こういうものを中心にいたしまして、その点も十分検討させていただきたいと思っております。それからまたできるだけその実態等の調査を進めていかなければならぬのだと思っております。

○小川(新)委員 年金生活者で生活保護を受けていらっしゃる家庭というものはどうなんでしょうか。○植弘政府委員 昨日も、生活保護制度と年金制度とは制度のたてまえが違ふのということをお申し上げまして、年金額だけで生活して、それが生活保護基準に達しないとするならば当然生活保護が受けられることは受けられるわけでありま

す。しかしそのところは、さっき申し上げましたように実態調査をつまびらかにいたしていただきません。そこらも今後あわせて検討させていただきます。○小川(新)委員 これはちょっと大事な問題でございまして。年金があまりに実態とかけ離れた証拠なんです。確かに三〇%ずつ率をアップしてくださいます。もともとそれは低いのであります。共済組合掛け金制度というものの、そういうワクの中で縛られている、相互扶助の中に仕組まれた仕組みだ、そういうことも私どもよく存じておりますので、そういう中から、やはり政治や法律という問題は仕組みのための仕組みであっては何のためにそういう法律がつくられたかという大前提に立つたときに、この問題でも訴えられておりますように、最後には議員立法を活用しようとか、「立法府たる国会は」云々とかということが出てきております。

恩給局の方、来ておりますか。——それではこの問題についても少しお尋ねしたいのですが、東京地裁での恩給、老齢年金の併給制限に対する違憲の訴えがしりぞけられた判決がございましたが、現在の公的年金と生活保護、老齢福祉年金の併給制限の仕組み、これをひとつ恩給局からもう少し聞きたいのであります。

○海老原説明員 お示しの点は、厚生省の所管の国民年金法に基づく福祉年金の給付制限に関する問題でございまして、総理府といたしましては所管外ではございまして、福祉年金と申しますものは、もっぱらはかのいずれの公的年金制度からも年金を受けられない者を対象として設けられていて、そういう趣旨から、すべての恩給受給者について併給制限を開始するというような措置は問題があるというふうに伺っております。

現在、福祉年金の併給制限の措置といたしましては、他の恩給その他の公的年金を受けている者には原則として支給されておられませんけれども、

その公的年金が十万円未満であるときは、合計して十万円になるところまでを限度として、福祉年金が併給される、これが年度の四十九年度の改正では十六万円になる予定である、そういうように聞いております。

なお、これは厚生省所管の問題でございまして、私どもは厚生省から聞いていますのでお答えするよりほかないわけでございます。

○小川新委員 そういふ問題がかみ合わないところに出てきているのですが、そのかみ合わないもう一つの争点として、軍人には併給を認めております。軍人恩給ですね。一般の文官すなわち公務員には認められておりません。法のものとの平等に反するといふ問題になっておりますが、これは政務次官、ちよつと政治的に大きな問題でございまして、旧軍人には恩給と併給になっているのです、ところが一般の旧文官にはなっておりませんが、これはどうでございましょうか。

○海老原説明員 ただいまちよつとことばが足りませんでしたので補足させていただきますが、十万円という限度でということと申し上げましたけれども、戦傷病者あるいは戦没者の遺族に対して支給される、戦傷病者恩給でございまして、公務員補助料でございまして、そういうものは、こつと方々の置かれた特殊な事情を考慮して、その方々が軍人の階級で大尉以下、兵とか下士官とか尉官、準士官、そこらであるという場合にはこの併給制限をしないというような措置がとられております。

○古屋政府委員 軍人恩給と一般恩給の問題でございまして、これは総理府所管の問題でございまして、ちよつと私からいふ意見を申し上げるのは差し控えたと思いますが、先ほどからお伺いしておりましたように、そのときそのときの社会情勢、経済情勢によってこの恩給とか年金というものは若干の改定はしておりますけれども、やはりそれぞれの経済状態、社会情勢によって変化をしていくべきものと私は考えております。

特に恩給の問題なんかは、先生御承知のように、

昔は役人を長くやって恩給もらえばそれで生活ができていた。ところがいまの状況ではそういうことが全くできないというふうな状況であることは私もよく存じておりますし、小川先生も存じておられますので、私は、恩給の問題につきましても、恩給とそれから各種の年金あるいは併給制限という問題も、横の連絡といひますか、それぞれ省によって担当が違つておりますので、そういうものを総合的ににらみ合わせる総理府の公的年金制度の連絡会議等においても深く検討すべきものであると考えておりますし、同時にまた、

そういう問題につきましても、ただいまのような、実際そういうものをもらっている方がどういふ生活をしていくか、そういう実態調査ということも必要であり、そういうことによつて金額とかその他にそのときの状況によつて相当検討を加えて、実態がどうであるかということもやはり担当側において十分把握していく必要があると思つております。御指摘の点、多々ございまして、それが、それによつて横の連絡をどういふふうにかつていくかということも早急に検討すべきであると思つたので、そういうように私は総理府その他に申し入れをいたしたいと考えております。

○小川(新)委員 そこで私は、いま大臣もおいでになりましたから、ひとつ前後の話をよく聞いていただいておりますが、現在の軍人恩給をどうのこうのと私は批判して言っているんじゃないのです。その点はまず誤解のないようにお願いしたい。

現在の軍人恩給の場合は、大尉以下、いまお話がありましたように、これを現在の仮定俸給に直しますと、百三万円以下になる人には老齢福祉年金との併給が認められております。こういう特例措置がある。ところが、戦前などの古い時期に退職いたしました警察官や教員などの文官には、いま言つたように併給制限があるんですね。特にこつと安い給料の方々の百三万円以下の人とい

うのは現在どれくらいいるのか。これはお尋ねしてもどうせわからないことなんですから聞いてもむだなんですけれども、議事録にはつきり書いておかないと困りますので申し上げるのですが、百三万円以下の人たちというのはどれくらいつかないと思ひます。これはもちろんお答えできないので無理だと思ひますが、これは唐突に言つたのでちよつとどうかと思ひましたが、どれくらいいらっしゃるでしょうか。

○海老原説明員 ただいま先生御質問の、福祉年金の併給制限を受けるグループと受けないグループとに分けますと、先ほど申しましたように、軍人の中で戦没者の遺族、戦傷病者、この方々は受けないほうのグループでございまして。受けるほうのグループは普通の軍人恩給をもらっている方でございまして。これは文官と全く同じように併給制限を受けるわけでございまして。で、併給制限を受けるほうのグループの方は、普通恩給が百二十五万七千人、それから普通補助料が二十三万四千四百人、これに対して併給制限を受けない戦傷病者が約十三万人、戦没者の遺族が九十万足らずということになっております。

いま何度も申し上げておりますように、併給制限を受けないほうのグループは戦没者、戦傷病者といふ非常に特殊な立場の方でございまして、軍人恩給の中でも普通恩給、普通補助料というふうな、単に在職中に着目して恩給をもらつておるといふ方は、大尉以下の階級であつてもこの併給制限を受けることになるわけでございまして。

○小川(新)委員 私が聞いていたのは、それも必要なんですけれども、文官、いま言つた警察官、教員の中で百三万円以下の人、先ほど言つた現在の仮定俸給に直すとどれくらいいるかということですが、これはちよつとおわかりにならないでしょう。軍人のほうの内訳はよくわかりました。そこで、それの方々がどれくらいいるかとい

う実態はまだわかりませんけれども、恩給生活者や共済年金生活者で、今度はこのところは大事なんです、厚生年金や国民年金よりも低い人は一体いふのか。公務員という勤務の特殊性や、高い掛け金を納めていることなどから考えても、厚生年金や国民年金よりも低い人がいるということの問題になると思うのですが、いらつしやるでしょうか。

○大嶋説明員 これも抽出でございまして、パーセントで申し上げますが、地方職員の場合二・八％、公立学校の場合二・八％、市町村職員の場合二・七％、こういうふうな状況でございまして。

○小川(新)委員 いま申されたパーセントは、厚生年金や国民年金よりも低い額で押えられている方々のパーセントでございまして。

○大嶋説明員 厚生年金の下限の人でございまして。三十二万一千六百円の最低保障の適用を受けておる人ということでございます。

○小川(新)委員 結局、その三十二万何千しかの最低保障を受けておるといふことは厚生年金や国民年金よりも低いということ、これはどういふことなんでしょうか。これはきのうから御議論いたしておりましたけれども、最低保障そのものが厚生年金や国民年金よりも低く押えられている、そこを私は言いたいでございまして。これは局長さん、いかがでございましょうか。

○植弘政府委員 昨日来御説明申し上げておりますように、厚生年金を受ける場合に比べて低い者がおるといふのが実態でございまして、昨年も当委員会ではいろいろと御議論いただいたところでございまして。これを解消するために今回の改正法で特例措置を設けて、いわゆる通算退職年金方式によつて計算を直しまして、高いほうをとるといふことでその点を解消していただく、こういうふうにお願ひしておるわけでございまして。

○小川(新)委員 それで解決するが、こつと最低保障額が三十二万一千六百円、月に直して二万八千円、これは低いわけですね。それで、いまそういうふうにお申されておるのですけれども、私はそ

こで現実といたしまして、厚生年金や国民年金でさえ月五万、月六万に引き上げられようとしている現在です。共済組合年金の最低保障額について従来の発想を転換しなければいけぬと思うのです。最近の物価の上昇や生計費の上昇などを考慮しながら、月額六万円、年間七十二万、この程度に引き上げるべきであるという考えを持っておりますが、これはまことに唐突な考え方なのか、財政的にも無理なのか、この辺りがでしよう。

○植弘政府委員 方向としては決して間違っていないと思います。社会保障制度充実の一環としては当然そういう努力すべきものと私も考えております。しかしながら、昨日もだいぶおしかりも受けましたが、共済制度の基本としてやはり掛け金という問題がございますので、掛け金と給付とのリンク、これをどのように考えていくか、そしてまたその場合に国庫負担がどの程度作用すべきものか、こういったものを総合的に判断しなければならぬ問題だと思います。したがって、その意味では、これをアップするということになり、また相当の財源も必要となりますし、掛け金のアップという問題も出てまいりますので、それこれ勘案しながら逐次増強してまいっているのが現状でございます。今後ともやはりそういう諸般の関連を考えた増強をはかるしかないんじゃないでしょうかというふうに思います。

○小川(新)委員 そのお答えはもう昨日から同じパターンを繰り返されて、二十四時間たつた今日でも一歩も前進してない。地球は動いているのだけれどもあなたの御答弁は一歩も前進しない。

これは先ほどから私が言っております、馬のたとえ話をなぜ引いたかというのです。うまくいかない話なんです、これは。馬に月五万円も食費がかかる時代に、何で年金生活者の併給禁止のそういう問題が、裁判、司法の手によだねられたときでさえも壁にぶつかってはね返されるのか。その責任は立法府にあるのだと言っているのです、司法権のほうから言わせれば。日本は法治国家なんだから、直すなら国会とか政府側が直して

こい、こう極論して言っているわけなんです。だけれど、あなたの考え方の発想点がそうであつたならば、これはいつまでたつたて馬のたとえ話を永久にしなければならなくなっちゃうのです。ここで局長がほんとうに、いまの法はこうであるが、これを改正すればできるのです。これをきくうから、きのう共産党の委員さんと言っていたように、あつちのほうを言えばこちのほうを立てる、こちのほうを言えばあつちだ、まるでホタルのたとえ話みたいなことを言っているからいかぬのだというのを言っております。まことにそのとおりだと私は思うのです。きょう私はホタルでなくて馬の話を引きたいんですけれども、ソップ物語をやっているのじゃないのですからね。ひとつこの辺のところでは本格的な決意というものを聞かないことには——これはあとから出てきます賃金スライド制の問題もそうなんです。この話と同じことなんです。局長、重ねてお尋ねします。局長の決断と実行と勇氣の答弁を期待します。

○植弘政府委員 すみません、局長に昇格させていただきまして……

同じパターンでお答えいたしましたして、答える立場としても非常につらうございます。しかし、昨日も経済社会基本計画等も引用されました、資源配分といいますが、そういったところまで御議論いただいたわけでございます。方向としては、政府の方向もあつた計画等で指標が示されているわけでありまして、現実問題といたしまして、場合に、国の措置と申しますのは結局は国民の税金をどのように使うかということになってくると思います。そこで、その限りにおいて国庫からの投入というものにもおのずから配分論として限度があるのだらうと思ひますが、やはり共済は社会保険制度として掛け金というものどもうしても忘れるわけにまいりませんから、そこをどうの調和をどのようにするか。しかしその答えをまたし続けますと同じことになりまして飛躍がないわけでありまして、少なくとも、先生も御指摘の

ように、この問題は社会保障充実の線に沿って抜本的な考え方を示さなければならぬだろうと思ひます。その抜本的な考え方を示すとしたしましてはやはり牛の歩みでしかないのではないかと思ひますが、少なくとも、いま総理府のほうを中心にしまして公的年金等の連絡協議会がございまして、そこらを通じて真剣に討議をしなければならぬ、このように考えております。

○小川(新)委員 非常に苦しいところはよくわかりますけれども、抜本的とか根本的に改革ということには、それは改革であり革命なんです。非常にたいへんな議論を生ずると思うのです。

たとえば今回議員立法されるところの土地の私有権の制限、御存じのとおり、都市計画法の網のかぶさつた全地域に規制地域と許可地域、届け出地域を設けるわけですね。これは憲法第二十九条の私権の、財産権の保障に抵触するんじゃないかというくらい大きな問題ですね。しかもこの値段さへもはつきりきめて、これに違反する者には懲役まで科するのだ。なぜ土地問題がそこまで発展したかということは、諸物価高騰の諸悪の原因がすべて土地から始まった、こういう発想から、与野党ともにのまないと思われた自由民主党の諸公が先頭を切つて、国土総合開発法案をたな上げにして国土利用計画法案という名前に変えて、野党の言い分を八割も七割も聞いて修正したということ、その内容についてはいろいろあるでしょうけれども、私はそういう発想の転換、これは福祉問題にも年金問題にも、こういうたつたすべから入れる七〇年代の政治のテーマだ、こういう点から申し上げているわけでございますから、どうかひとつお聞きになっていらつしやる大臣、政務次官、ともども御検討いただきたいと思うのであります。

そこで、今回の恩給年額の改定は、昨年と同様公務員給与を指標として、四十八年度ベースアップ率一・五・三より増額する。またこの措置によるほか、恩給及び給与のいわゆる二万円ベース、恩給は三十七年十月、給与は三十四年十月を一〇

〇として、その後昭和四十七年度までの改善指数を比較すると、恩給は二八四・〇六、給与は三二五・六八となり、恩給審議会方式、つまり「消費者物価上昇率プラス(国家公務員のベースアップ率マイナス消費者物価上昇率) かける十分の六」によつて生じていた恩給水準と給与水準との格差は四・七七となります。この格差を昭和四十九年度と五十年年度の二カ年で埋めることとし、一四・七七の二分の一に当たる七・三五と四十八年度ベースアップ率一・五・三との二つの措置を合せて、二三・八〇の増額改定を行なうということになっております。

このような恩給年額の改定に準じて地方共済制度における年金額を改定しておりますが、すなわち昭和四十五年四月一日から四十八年三月三十一日の間に退職した人には、これまで国家公務員の給与改定率によつて増額改定されてきたので、給与水準との格差は四十八年度の国家公務員のベースアップ率一・五・三のみであります。ところが、昭和三十七年十二月一日から四十五年三月三十一日の間に退職した人は、いわゆる恩給審議会方式によつていたため、さらに最高七・六六から最低一・七七の格差を生じており、ゆゑに昭和四十八年度のベースアップ率の一・五・三と恩給審議会方式による格差の二分の一について、退職の時期の区分に応じた最高三・八から最低〇・八五の格差は正分を合わせた改定率を用いることになったと私たちは理解しております。

そこで聞きたいことは、今回の改正によつて年金の賃金スライド制が実質的には認められたことは一応評価いたしますけれども、昨年の七十一国会において厚生年金に物価スライド制が制度化されたように、地方公務員共済の年金額改定法において一体なぜ賃金スライド制が制度化されなかつたか。これはいつの時期に出してくださいますか。必ず返ってくるお答えは、内容においてはまことに同じであるから、その年度年度の予算措置を講じていくんだということでございますしうけれども、これを制度化するという次の理由があるわけ

です。

諸外国の例を見ますと、フランスでは毎年四月一日に、過去一年間における労働者の平均賃金の上昇率をもとに年金の改定が行なわれることになっております。西ドイツは過去三年間の平均賃上げ率で、毎年十月に年金の改定が行なわれますが、これは全部制度化されております。

こういった問題において、まずこれを、内容は同じであるからいいということではなくして、制度化という問題は、あと問題がたぐさん出てきますので、もうこの辺で部長さん、昨年と同じ御答弁でない御答弁を期待しながら質問させていただくわけでありませう。

○植弘政府委員 このスライド制につきましては、消費者物価によるスライドがあるいは賃金によるスライドかという大きな柱があると思えます。現実には、人事院で勧告をいただきます。スライドが上がるという消費者物価の上昇と見合っているようなところになっておりますから、現実的には現在のところはそれほど差はないかと思えますが、少なくとも消費者物価にスライドという問題と給与スライドというのは違ひがあると思ひます。

したがって、私も、私どもとしては、スライド制を制度として導入するならば、もうすでに数年にわたってルール化されておりますこの賃金スライド、これを制度化させていただきたいわけでありませう。ところが、同じような公的年金でございませう。厚生年金等ではまだ消費者物価のスライドしかとっておりません。そこで、公務員が先がけて賃金スライド制をとるのがいいのかどうか、こういった点がやはり国民の立場で検討されなければならぬ問題だと思ひます。もちろん、繰り返して昨日も御答弁いたしました、恩給というものが母法でございませう。恩給の動向というものは当然考えなければならぬ。しかし恩給のほうも現実には実質的な賃金スライドをいたしております。ルール化されておりますが制度化されておられないので、それこれを考えますと、当

然私どももいたしましては賃金スライドの形で制度化することを関係省には要望し、お願いもしておりますが、まだ全体としてそこまでいっておりません。早急に結論を出さなければならぬ問題だらうと思っております。

○小川(新)委員 その結論を出さなければならぬというところは、ちょうどあなたでしたか、どなたか、ちょっと忘れたが、昨年の御答弁と全く同じですね。早急という、その点だけは同じでございます。

そこで、これは大臣、いまお聞きになっておいて、早急に出さなければならぬというところはもう二年も前から言っておる。ただ公務員の共済年金が先駆を切ることがどうかというモラルの問題だと言われております。だけれども私は、全体の年金、要するに、厚生年金にしても国民年金にしても老齢福祉年金にしても、年金制度が前進するたためであるならば、共済年金が先駆を切ることのよしあしよりも、それにみな引きずられていきますから、先頭を切っていくことの批判よりも、それをやったことの勇氣、決断、そしてあとからみな目標をそこへ持つていくという、非常に社会労働委員会などにおいてはやりいんじやないかという考えをしております。こういう点で決断を早急に示さなければならぬ時期がもう来ておりますが、いかがでございませうか。

○町村國務大臣 先ほど来だんだんお話がございましたが、今日のような、物価が著しく高騰をしまして、年金生活者が特に生活に非常な苦しい状況に相なっておりますというふうな事態でございませう。御承知のように政府におきましては、年金も、またこういった恩給あるいは公務員の年金というものの相当の引き上げを行なったわけでございませう。

これについていま御指摘になりましたことは、いわゆる物価スライドと申しましうか、あるいは賃金スライドと言いましうか、いずれにしてもスライド制を導入すべきだ、スライド制を実質的に制度的に取り上げるべきだ、こういう御主張

のように伺ったのであります。

この問題は、いまここで私がお答え申し上げるまでもなく、非常に多くの関連するむずかしい問題がございませう。いままず地方公務員の年金が先がけて特にスライド制を実施するということが、私は必ずしも適当ではないのじやないか。やはり国全体といたしましての財政計画なり、あるいは国民の生活をいかに確保していくか、いろいろの角度から検討をいたさなければならぬ問題でございます。そこで、地方公務員だけが先がけるといふことはまことに勇ましい話でございませうけれども、私はやはり国全体といたしましてこういふものは総体として検討をし、しかも物価がこれだけ上がるというところになりますれば、当然年金も何らかの形で物価と照準を合わせた引き上げをやっていくなければならぬということではこれはもう申し上げるまでもございませう。これは現実的にそれが行なわれている。そのやり方等についてはたいへんまだ不十分だという御指摘等もございませうけれども、やはり総体としてこういふ問題をどういふふうな処理していくのが一番適切かという判断は、さらにもう少し私は検討を加えていく必要があるのではないかと、さように考えておるのでございます。御意見については私も全く同様でございます。御意見については私も全く同様でございます。御意見については私も全く同様でございます。

○小川(新)委員 公務員が先がけることについてどうのこうのでなくて、私が言いたいことは、年金制度そのものの一歩前進ということ、どこへ行っても同じような答弁でなく、やはりこういう審議というものはどうか口火を切っていくかなければならぬ問題でありますので、あえて、当該委員会にかかた法案についての中で議論をできませんでかから非常に私も困る思いをいたしますが、なおかつ、もっとおくれでおる年金制度に対して言いたいことをここで言えないという思いにかられたつ質問をしておるということを御理解

いただかなければいかぬと思うのです。私は強いことばでは言いませんが、毎回国会において、時期をもうきめなければならぬということを言っておりながら、いつまでも他との関連性に執着しているというところについてまことに遺憾である、こういう表現をせざるを得ない。

そこで人事院にお尋ねいたしますが、四十九年度の国家公務員のベースアップ率はどの程度の勧告になるのですか。

○永木政府委員 御案内のように、国家公務員の給与の勧告をいたします際には、民間給与と国家公務員の給与、両方調査をいたしまして、それを比較して、その較差を出して勧告を申し上げます。こういうことをやっております。これは国家公務員の規定の中にも、生計費、民間の給与等をやはり基準としながら給与をきめるんだという原則が書いてございませう。そういう関係がございましてそういうふうになっております。

そこで、本年の民調は、連休明けのときから約八百人の調査員の方々がそれぞれの民間会社におじやまをいたしまして調査をするという段取りに現在なっております。御案内のように、民間のいわゆる春闘も大手筋は大体きまつたようでございませうけれども、それ以外のところはいまなお引き続きやはり交渉なりその決定をやっております。まあ事情で、まだ動いている最中でございませう。まあそういう事情でございませうので、やはり例年のとおり、五月になりましたから六月にかけて調査をいたしまして、その結果勧告をする、こういふことになるものでございませう。いま幾らであるというふうにはなかなか申し上げかねる、こういう事情でございませう。いわゆる世間相場といいますが、そういうものについては、御案内のようにいろいろ流布されておりますけれども、それはいわゆるそういう意味の常識的な数字でございませう。責任を持った数字ということになりますと、やはり調査の結果でないといふと申し上げかねる状況でございませう。

○小川(新)委員 昨年のベースアップより大幅に

上回ることは、これはもう間違いないと思うので
すね。大体、なぜ私はこういうことを言っている
かというと、一年半、二年、いつも議論してこ
なる。物価が上がった、賃金が上がった、それか
ら保険のこれになるのですからね。そこで来年の
いまごろまた同じ議論が出る。三年を一年にした
今度は退職時のあれはどうだという議論が出てく
る。そうすると、退職時と一年間の平均の給与の
あれは差がないと、こうきいてる。差が出るです
よ、今度これが上がれば上がるほど。要するに国
家公務員のベースアップに準じて地方公務員の
ベースアップのあれが出てくる。それが少ないと
きの平均賃金と、物価狂乱のときの春闘の大幅要
求に対する民間の大手企業を中心にしたベース
アップ率に準じて勧告されるということになれ
ば、来年度においてことと同じようなことを
やっていけば、退職時の方と一年平均の方では当
然そこに差が出てくるのです。きのうの御答弁で
はそう大した差がないということでごさいます
けれども、私は来年はそうはいかなくなるんじや
ないかと思う。また、いまのような狂乱物価が何
年も何年も続いたらんじやないか、へんなんであ
つて、これはこととして、短期決戦でおさめること
を前提として政治は動いておりますから、当然そう
あつてしかるべきであります。私はそういう立
場に立つて、来年度の同じ時期にまた本委員会
で同じような議論がされてくることになるというこ
とを予測して聞いているわけです。大体の予想で
どうですか。

○茨木政府委員 常識的なというか、そういうあ
れでは、四十八年度の勧告よりも上回るような数
字が出るであらうということは想定されることで
ございますけれども、確実に幾らということはや
はり申し上げかねる実情でございます。
○小川(新)委員 そういたしますと部長さん、大
幅賃金ベースアップの率が来年に及ぼす影響は、
退職時と一年間の平均給与の差というものは、あ
なたの頭の中では大体の予想はできていると思
いますが、その点ではどうなんでしょうか。

○植弘政府委員 昨日も御説明申し上げました
が、四月一日にさかのぼってベースアップをして
いたとしますと、一年前にベースアップがあつた
ものと仮定して計算することになりますから、
アップ率いかにそれは影響はないだろうと思
います。おっしゃる通りに若干の差はございま
す。その差がアップ率の高いほど開くであらう
というところは常識的には理解できますが、実際に
計算してみますとわかりません。そしてまた退
職の時期にもよりますですね。そういうこともご
ざいますから的確には言えませんが、やはり
あまり大した差にはならないんじゃないだろう
かという感じがいたします。

○小川(新)委員 差がなければ、やはり退職時の
制度に踏み切つたらいかですか。それはできま
せんか。

○植弘政府委員 退職時の給与をとるということ
になりますと、現実問題といたしましては、それ
ぞれの地方団体ごとに、たとえば特別昇給をする
とかいろいろな場合が出てまいります。ところが
共済一本でやっておりますから、そこらところ
をどのように調整するかという問題も出てまい
ります。その点、一年間の平均ということになり
ますと、そういう地方団体間のアンバランスと
いったものも出てきませんし、実際問題としては、
やめるとき調整された給与というよりも過去一
年ぐらゐの平均をとるというのがやはり合理的で
はないだろうかと思ひます。決してこれはアップ
率を押えるためとかいう意味じゃなしに、計算の
基礎としてはそのほうが合理的であらう。もち
ろん、きのう御指摘もございましたように、計算
を簡便化するということになりますと、退職時の
ほうが場合によつては簡便かもしれませんが、や
はり制度としては一年間ぐらゐの平均をとること
のほうがより合理的じゃないだろうかという感じ
がいたします。

○小川(新)委員 私はそうは思わないのです。あ
なたは意見がそこは食い違ひますが、あくまでも
大幅賃上げが行なわれたりベースアップがされて
くれば、それは退職時にもよりますが、私は当然
退職時の最終の賃金に乗じたほうがいいと思ひま
す。
そこで、その次にお尋ねしたいことは、そうい
うこととございますので、衆議院社会労働委員会
において、年金のスライド制については、厚生年
金は四十九年八月からの予定を三カ月繰り上げ
て四十九年八月、国民年金は五十年一月からのを
四九月繰り上げて四十九年九月から、さらに無拠
出年金及び諸手当はそれぞれ一カ月繰り上げるこ
とに決定しました。ただいま審議しておりますこ
の公務員の共済年金は、四十八年度の公務員給与
ベースアップ分を基礎として、四十九年十月一日
施行されるという法案が出ております。これは
御存じのとおりですが、議論が出たように、一年
半もおくれる、さらに二年もおくれるという議論
になってまいります。それで、何とかひとつ繰り
上げて四十九年七月に実施すべきであると思ひ
ますが、この三カ月繰り上げということは考えら
れませんか。

○植弘政府委員 昨日もお答え申し上げました
が、やはり公的年金全体のつり合いという問題が
ございます。特に共済年金は恩給法の側面と厚生
の側面と両方持っているわけでありまして、厚生
年金のほうがそういうふうな改定期を繰り上げま
すと共済についても繰り上げていいではないかと
私も思ひます。しかし、これは一番身近な
国家公務員共済年金あるいは公務員の母法であり
ます恩給との関連を十分考慮しなければならま
せんのので、そこらの動向を見きわめた上で対処すべ
きものであらうと考えております。

○小川(新)委員 そのところは納得できないの
であれですが、その前に、スライドするときの実
質的に予算措置を講じます財源の問題はどうなん
ですか。これは五カ年ごとの見直しの中に、保険
料、年金額を定めるとき計算の中に一体そうい
うものは入っているのか入っていないのか、どうな
んですか。

○植弘政府委員 スライドといいますが、年金改
定をさせていただきますと、それだけの増加費用
がかかることは当然であります。したがって、そ
れを掛け金等によつてはね返すか。本来なれ
ば当然その見直しの時期に財源計算を直しまし
て、掛け金のアップといったような問題が起こ
ってくるわけでございます。

〔委員長退席、中山利(委員長代理着席)〕
とりあえずの関係といたしましては、長期資金で
も積み立て金を持つておりますから、すぐ直ちに
ここで予算措置を講ずるといふ必要はございま
せんけれども、アップされてまいりますと支給額が
ふえてまいりますから、当然に見直しの時期に考
えなければなりません。ちょうどこのときが見直
しの時期に来ておりますから、これがどの程度に
ね返ってくるのか、そういうものを含めて検討
させていただきますかと思ひます。

○小川(新)委員 それは五年ごとの見直しとい
うが、こういうふうな毎年年々でも五年間は見
直されないというふうなことで、それはちょっと財
源的に、積み立て金の内容とか貸し付けだとか利
子だとかいろいろなものがあると思ひますが、そ
の辺のところのバランスはくずれないのですか。

○植弘政府委員 財政方式におきます積み立て主
義をとっておりますと、積み立て方式の基本はや
はり保険数理に基づくところの責任準備金制度だ
と思うのであります。したがって、責任準備金の
額が想定される必要量に達しないということにな
りますと、そこに共済制度の破綻という問題があ
ります。そこらところは毎年掛け金率を調整
するといふことをするまでのことではないというふ
うに考えております。そうすると、去年、ことし
と大幅にアップさせていたございましたので、こと
しの見直しのときには相当の大きなウェイトとし
てその問題が出てくると思ひますが、その段階で
検討させていただければ、まあいまのところ積み
立て金の状況なり長期の運用の状況からいいま
す、それは破綻という問題は考えなくいいん
じやないだろうかと思ひます。

○小川(新)委員 次に御尋ねしたいことは、賃金

スライドを早急に制度化するために地方公務員等共済組合法施行令第三十六条に基づく専門調査員を置いて直ちに制度化の検討を始めるべきであると思うというのがあるが、この専門調査員というのとは何名いて、どのような活動をやっている、ということを報告していますか。

○植弘政府委員 いま専門調査員はおられません。具体的問題が出た段階において特に調査する必要がある場合に専門調査員を発令するわけでありすが、現在では中心になりますのは、共済審議会等を国家共済も地方共済も持つております、そのらとところで当面の問題といったものは御議論いただいておりますが、そういった本来の財政制度をどうするかという根本問題になってまいりますと、専門調査員でも置いて検討するということのような事態が起こるかと思いますが、いまのところは置いてございませぬ。

○小川(新)委員 根本問題はたくさんありますよ、先ほどから言っているように。あなたがもう抜本的改革をしなければいかぬということを言っているじゃないですか。そうでしょう。スライド制の問題一つとつたって、それから掛け金の問題にしたら、家族医療費の問題にしたら、それから生活水準引き上げのための財源負担の問題にしたら、もっと大きな、先ほど言った恩給、年金の併給の問題にしたら、裁判で大騒ぎになるような問題が一ぱい出ている、包含しています。

大臣、この専門調査員というのは地方公務員共済組合審議会の意見を聞いて自治大臣が任命することになっておりますにもかかわらず、たいした問題はないのだという感覚と感触に私たちは受け取れちゃ。どうしてこれを一名も任命しないのか。政府の得意な前向き、かつ検討するといふ、検討に入らないのか。いかがです。

○植弘政府委員 いまのをちょっと補足させていただきます。

いまの専門調査員は審議会が置くことになっておるわけでございます。あくまでそういう重要課題の審議は共済審議会で行なうわけでございますし

て、特定の事項について必要がある場合に専門調査員を置くということになっておりますから、これは独立したものでございませぬで、審議会の審議のための調査員でございませぬ。その点、私の答弁がちょっと足りませんでしたので補足させていただきます。

○小川(新)委員 そこまであなたに重ねて言われると、私も勉強が足りないもので、しろうとですからわからないのですけれども、私のような程度の低いしろうとが考えていることを、なぜ調査員にやらせないか。たとえば、あなたの説によっても、大臣が任命すべきときではないか。いままでやらなかったことを責め立ててもしょうがないというのとはよくのいつもの思想なんですよ。過去を言ってもしょうがない。だけれども、過去をもつて未来をはからなければならぬんですよ。でありますから、未来をどうするかということになると、これは置かなければいかぬのじゃないかという考えがして、その中で検討させる問題はたくさんあるだらう。あなた方がしなかつたら、させればいじやないか。そして意見を聞いたらいいじゃないか。そして、先ほどから何回も言っているように、法によって縛られ、法によって拘束されている問題についての回答や、いま言った制度化の問題や、いろいろある問題についてさせるべきであるというのが私の考えなんです。これは大臣、任命してやっても悪くないと思いますが、いかがです。

○植弘政府委員 まずまず私のお答えが舌足らずだったかもしれないが、本来そういう基本的な問題について十分検討しなければならぬというわけではございません。ただ問題は、もしその検討について足りないところがあるとするならば、私どもの検討なり、あるいは専門調査員を置くというところにされていくものと共済審議会自体で取り上げていくべき問題であらうというふうに申し上げたわけでありませぬ。したがってその共済審議会が……(何もやってないじゃないか)と

呼ぶ者あり)いや、共済審議会は相当やっておるのでございまして、その共済審議会がやりませぬ場合に、その中で特定の事項が出たときには調査員を置くということでございます。

それからもう一つは、昨日来お答えしております根本問題といふのは、単に共済審議会だけでは片づかない問題です。先ほど大臣なり政務次官からお答えいたしましたように、やはり総理府審議室が中心になっております公的年金連絡協議会、こういふところが中心で検討すべき問題であらうという感じを持っておりますので、そのところは誤解していただいたかと思いますが、補足させていただきます。

○小川(新)委員 ゴカイかハチカイか知りませんが、けれども、あなたに説得力がないんですよ。私が言っているのは技術的な説得力じゃないんですよ。私たちが政治を担当している者の説得力というのは、もっと大きな、社会の弱者をどう救うかというところにあり、これは自由民主党だつて変わらぬと思うのです。それがなかつたら支持されるわけがないのだ。その陰謀がどこにあるかというところは専門家がやることなんです。だから私が言っているのであつて、そういううちとぐらひのことのゴカイやハチカイはあるでしょう、いろいろなことの違いは。もっと大きな面において私はこういう問題も活用すべきである。それも任命してないじゃないか。そういうことが一つのあらわれだ、証拠だということを指摘しているわけですから、誤解はあなたのはうがしているのじゃないかと私は思っている。

そこで、財源の負担割合について、こういう問題も含めて検討せねばならぬという考えを持っていてのので申し上げますが、地方公務員の年金制度の給付に要する財源の負担割合は、国が一五・五、使用者、地方公共団体は四二・五となつておりますね。一般的には三者負担労使折半方式と呼ばれております。本人は四二・五です。公立学校共済組合の長期給付の場合を例にとりますと、この

ような財源負担割合に基づいて算定すると財源率は千分の百七・五である。これを現行の財源負担割合で算定すると組合員千分の四十五、国と地方自治体六十二・五になる。財源率は給付に要する財源の質金に対する割合でありますから、組合員が負担する掛け金率が千分の四十五の場合だと、質金千円に対して四十五円。また短期給付の場合の掛け金率は千分の三十二でありまして、長期短期給付の掛け金を合わせますと、毎月給料の千分の七十七、すなわち共済年金の掛け金だけで七・七％にも達しております。給料十万円の人には毎月七千七百円納めることとなります。これは組合員の負担能力を越えているという意見を私は持つておりますが、いかがでございませうか。

○植弘政府委員 給付水準の問題と直接関連のある問題でございますが、この共済制度が社会保険の一環として掛け金と使用者負担というものをもつて財源とするためといたしまして、第一義的にはやはり掛け金のアップという問題が出てくるわけでありませぬ。したがって、いま言われましたようにその掛け金を上げるということになりますと、やはり所得の中に占める負担率というものが当然問題になってまいります。したがって、その掛け金率の限度をどこに置くべきであらうかといったようなこともあわせて考えますと、当然それはまた給付水準にもはね返ってまいります。そこで先ほど言われましたように、積み立て方式におきますとこの責任準備金の運用だとかいったような問題がそれから検討しなければならなくなってくるわけでありませぬ。いまの七％が適当かどうかということになりますと、他の公的年金等の関係を考えてみますとそれほど過重なものではないのじゃないだろうか。しかし、今後ますます給付水準を充実するということになってまいりますと、あわせてその点を考えていかなければならない大問題だと思ひます。

○小川(新)委員 そういう問題は出てくると思ひますね。

そこで、長期給付についての私の考え方です。御批判してくださってけっこうです。長期給付についての負担割合を、現行の国一五%を三〇%に引き上げられないかという問題です。労使折半方式を改めて、労働者三〇%、使用者七〇%、つまり国が一五から三〇、労働者四二・五%から二九%に引き下げ、使用者は四二・五%から四九%にすべきだと考えます。これはあくの考え方です。(四党提案だ)と呼ぶ者あり。四党提案だそうでございます。訂正いたします。私もその辺のところ、ちょっと不勉強だったから、不規則発言に答えるわけではありませぬけれども、いかがでございますでしょうか。

○権弘政府委員 昨日もお答えしたと存じますが、国庫負担に相当する公費負担をどの程度にすべきかという問題も共済制度で大きな問題であります。現在、地方共済におきましますところの公費負担を国庫の直接負担とするか、地方公付税という地方公共団体共通の固有財産、一般財源によってするかという問題も一つあるかと思ひますが、これは昨日もお答えいたしましたように、基本的には、地域における国に相当する地方団体という立場からの公費負担のほうがより適切であろうというところでいまの制度がとられておりますが、私どももいたしましては、たとえ厚年なり私学、農林共済といったような他の年金のことを考えますと、三〇%は別といたしまして、いまの百分の十五はもう少し増額してしかるべきものではないかと思ひます。これも数年来大蔵省とも折衝いたしておりますが、国家公務員共済を所管する大蔵省は、考えは私どもと同じと思ひますが、国の財政全般を預かる大蔵省はなかなかそのところが財源配分といひますか、予算配分の問題として決まらざるを得ないわけでございまして、したがって、百分の十五を上げることににつきましては、昨日も御答弁をいたしました。が、私どもは積極的に大蔵省その他と協議をしてまいりたいと思ひます。

から変えるということにつきましては、やはり現在の社会保険制度のたてまえからいって労使折半という制度はくずれないのではないだろうか。御意見としては十分理解できますけれども、現在の制度そのものについて考えますとちょっと無理ではないだろうかと思ひます。

○小川(新)委員 政務次官はどうお考えですか。

○古屋政府委員 私は先ほどから小川先生の御意見を聞いて、私も共済の関係を自分でやったことがあるのですが、率直に言ひまして、よその制度を批判するという意味じゃなくて、率直な意味で、公的年金制度の連絡の会というのはいまあります。自治省もその一員として出ておりますけれども、これはたしか私の記憶が間違ひなければ、次官会議の申し合せでできて、審議室長が長なんです。関係省の局長がそのメンバーになっていて、これだけ大きな問題ですから、特に公費負担をどの程度上げていくか、あるいは厚年その他の場合との横の調整をどういうふうにとっていくか、きわめて各省にまたがる問題ですから、私の個人的考えとしては恐縮でございますが、私としてはそういうものをもう少し強化して、たとえば総務長官を長にして関係省の次官がメンバーになったっていいわけですから、そういうことを閣議了解でつくってもらうとか、そういうふううにやってみていかないと、おれはなかなか各省の事務当局が一生懸命になりまして、予算の問題もあり、それから政府の横の連絡もありますから、ちょっと私見になって恐縮ですが、ぜひ大臣にもお願いして、たしか私がおりましたときは副長官が長になっておりましたが、その後いろいろな状況でこうなっておりますので、そういう点、私は考えてやってみようかという、私見まで申し上げて恐縮でございますが、これはどうしても前向きに検討していかねばならぬ問題だと考えております。

○町村国務大臣 政務次官は前にこのほうに直接関係をおたてたことがあるので、たいへん詳しく、また一つのお考えを持っておられることをいまも伺ったところであります。いずれにいたしまして、現在国が負担をいたしておられるいわゆる百分の十五というものが足りないのかどうかという問題になるわけですが、これは国全体の財政の上には非常に大きな問題になるものであることは言うまでもございせんので、そういう角度から検討いたしますと、いま総理府の審議室長でございまして、それを中心とする一つの研究会があつて、検討をしておられるというふうな私にも聞いたわけでございしますが、その程度ではなかなかこの話は前進しないかもしれないという感じがいたしまして、この問題は、はたして十五でよろしいのか、それともさらにどの程度か国の負担をふやすべきかという、かなり重大な問題に關連をいたしておりますので、どういう決着が出るにいたしまして、この問題はやはり政府内部でもう少し高度の段階で検討をするというところは当然のことではないか。私もそういう趣旨で、この点にはさらにこの方面との話し合いをいたしてみたい、こう考えます。

○小川(新)委員 非常にありがたいところまで来ましたが、それは実施になつて初めてありましたが、たかくなるので、ことばのうちだけではちつともありがたくなのです。どうかひとつほんとうにありがたくなるようにお願いいたします。

そこで、厚生省の方、来ていらつしやいますか。——ちょっと短期給付についてお聞きする前に、四十九年二月一日には一九%の医療費の値上げ、これは薬価基準の一・五%引き下げを差し引くと実質一七・五%値上げが行なわれたわけですが、厚生大臣が医療費の再改定もあり得ると発言しておられます。一体この四十九年度から五十年年度にかけての医療の値上げ問題の見通しについてはどのように厚生省では見ていらつしやいますか。

○田中説明員 お答えいたします。

御案内のように、診療報酬につきましては本年二月に、物価あるいは人件費等の変動を勘案いたしまして、二年ぶりに改定を行なつたわけでありまして、しかしながら、昨年末の経済情勢の激しい変動が見られますので、今後この経済情勢の推移を慎重に見守つて対処していきたいというふうな考えでございまして、現在の時点で、御指摘の改定の時期あるいは改定の幅というふうなものにつきましては具体的なものはまだ持ち合わせておりません。

○小川(新)委員 一九%の医療費の値上げのさらに上のせというところが当然考えられますが、厚生大臣もそのようなしぐさをしておられるわけですね。現実にはいまだぐらゐという数字は言えないというのですが、これは間違ひなく値上げが行なわれるし、その幅も一九%をこえるのではないかと、いろいろ危惧を抱いておられるのですが、その辺のところの御答弁だけでございます。

○田中説明員 一九%、薬価基準の引き下げを考慮しますと実質一七・五%の改定を本年二月に二年ぶりで行なつたわけでございます。先ほど申しましたように、昨年来かなり激しい経済上の変動が見られますので、またこれから二年、今回の改定後、次の改定まで二年もつかどうかというところにつきましては、必ずしも二年間だいたいというふうにすることは言えないと思ひます。今年二月の改定の実際の影響等の統計資料も出ておりまして、資金あるいは物価等の経済指標の動向もごく新しいところはまだつかんでおられないわけでございますので、具体的な幅あるいは時期については現段階では申し上げられないということになるわけでございます。

○小川(新)委員 この問題は、短期給付の問題で医療費の問題から入る大事な問題なんです。私もお尋ねしているんですけれども、短期給付の負担割合は、日雇労働者健康保険、船員保険を除いて、労使折半負担となつております。そして国庫負担はゼロであります。また、年金を中心とす

る長期給付と異なり、医療保険という性格からその年度の経費をその年度の収入でまかなうという単年度賦課方式がとられておりますが、こういう中で医療費の値上げという問題が非常に大きな問題になってきているわけなんです。

そこで、いま大事な質問をしているわけなんですけれども、一体地方共済組合員は一人当たり年間幾らくの短期給付についての掛け金を納めているのですか。

○大嶋説明員 四十九年度におきまして市町村共済の場合千分の三十七・九ということになっております。

○小川(新)委員 金額にすると幾らですか、一年間一人当たり。

○大嶋説明員 十万円の給料であるといいたしますと三千七百九十円ということになります。

○小川(新)委員 昭和四十六年度では一人当たり年間二万九千六百七十七円というように聞いたのですけれども、三千七百九十円という一カ月です。そうすると年間だと相当な額になりますね。二年間の間に幾ら上がっているか。

○大嶋説明員 いまの十万円と仮定いたしました四万四千四百円が年間でございます。

○小川(新)委員 約四万四千円くらいですね。そういたしますと一人当たり、これはもう平均で、十万円いかない方もありますから、相当な額になります。そしてしかもそのほかに長期給付の掛け金をやっておりますから、一年間になりますと相当な額になります。それになおかつ厚生省の医療費がまた上がると、これは当然こへ負担がね返ってくるのですよ。たとえば、こしは上がるのだから、上がらないのか。大臣は上がると言っているのですけれども、きょう御答弁いただく政府委員の方にはこれがまだよくおわかりになっておらないのです。これはもつと政治的な大きな問題ですが、たとえば四十九年二月一日の一九%の医療費の値上がりになりますと、薬価基準を引きましますこれは実質一七・五になるのです。そうです。一七・五%になりますと、組合員の負担は

ことしはどれくらいになるのですか。

○植弘政府委員 医療費自体が幾ら上がるかわかりませんが、明らかなことはわかりませんが、少なくとも医療費のアップによって給付率が相当高くなることはもう当然でございます。いまのところはその試算がまだ明確にできておりませんが、一方ではいま掛け金が相当上がったということも言われましたが、もちろんこれは掛け金の基礎になつております給料のアップがございまして、そういういたしますと、先ほど人事院の給与局長も幾らかおっしゃいませんでしたか、ある程度昨年よりも上回ったベースアップということになりますと、そこらでどこで掛け金率のほうも上がつてまいります。そこでいまのところ試算いたしますと、地方財政計画で見えております八%のベースアップでございますが、これであつた場合にはいまの程度で、短期の掛け金率を変更しなくてもまあいいけるのではないだろうかということになります。すが、もちろん医療費のきまりぐあいによつて変動があると思ひます。

○小川(新)委員 四十九年二月一日の一九%アップのことを私は言っているのですから、それは当然試算してもらわなければ困ります。いままう出せと言つても無理ですからそう言いませんけれども……。

そこで、それは出していただくとして、国が短期の医療保険に対しては一元も国庫負担をしておりません。これは国民、労働者の健康について全く責任を果たさないという考えを私は持っております。これはもうどうにかかという健康保険のほうの領分に入つてしまふのです。短期のほうは、もうきのうも御答弁いただいております。そこで当面、短期給付においても必要とする経費の二〇%ぐらいの国庫負担を導入するとともに、残りについては労使折半方式を改めて、労働者三〇%、使用者七〇%とすべきだ。これも先ほどのあれと同じなんですけれども、まず国がお金の介入をしていない、この責任問題という問題が出てきますが、これと、やはりいま私の申し述べたこと、これに

ついて御答弁いただきたい。

〔中山(利)委員長代理退席、委員長着席〕これは一番よく知っている政務次官にお願いしたい。政務次官にお尋ねしてから、おたくにお尋ねします。

○古屋政府委員 短期の話ですが、やはりこれは自治省としても事務当局でいろいろ考えを持っておると思いますが、それを実現するには、さっき大臣もお話いただいた、逃げるわけではございませんが、連絡協議会というもので各省の調整をはかつていかないとかなかなか実現がむずかしいというところが私の答える一番中心でございますけれども、それは大臣も検討して、そういうお話をしたいだけという御答弁でございますので、先ほどのお話しのように、口先だけでなくて、そういうことが実現できるように、それでそういうものができれば、私はこういう問題はいまよりもっとスムーズに進めるのではないかとこの感覚を、感覚といつては恐縮でございますが、感じを持っておりまして、そういうほうに向かつてひとつ考えて進めていきたいという基本的な考えだけを申し述べさせていただきます。

○植弘政府委員 基本的にはいま政務次官からお答えしたとおりでございますが、労使折半の原則についてまず申し上げます、これは社会保障制度審議会においてもその点はどうあるべきかというのを御検討いただいたようでございます。三十七年の八月でございますが、これに於いて三十七年八月でございますが、これは社会保障制度審議会において、やはり折半負担の原則は貫かれるべきであるという言い方を社会保障制度審議会においてもとられております。

ところで、もう一つの国庫補助の導入でございますが、これは健康保険の法改正といひますか、あの一環のときに一〇%程度を導入するということになったのでありますが、私どもの場合におきましては、これは給付率の関係もございまして、いまのところは導入することは必要ないであらうと思つております。というのは、政府管掌健保の財源事情というものと共済の事情は違ひますので、その点ではいまのままでいけるだろう、というところは、要するに掛け金の負担と給付率とがリンクしているという考え方でありまして、

○小川(新)委員 そこで、その問題から出てきて、次に財源率の問題が出てきます。

今回の法案では、第百十四条第三項の中の二十二万円を二十四万五千円に改めることによつて、俸給の額が二十四万五千円をこえる場合には二十四万五千円を上限とするようになっておりますが、肝心の財源率については何ら制限も設けられておりません。地方公務員共済組合の中には、ここにありましても、昭和四十七年末に熊本県の場合では、掛け金率と負担率の合計が千分の百をこえております。それから岩手県の場合は、昭和四十九年四月一日現在の掛け金率と負担金率、これは市町村職員共済組合の例でございますけれども、その率が千分の九十八、低いところでは埼玉、私のところでございますが、これは千分の五十八です。どうしてこういうふうなばらつきが出るのかということが一つ。

もう一つは、現在健康保険法第七十五条の二においては、健康保険組合の組合員たる被保険者の負担すべき保険料額が一カ月につき標準報酬月額千分の三十六を超過する場合においては、その超過する部分は事業主の負担、すなわち国民健康保険の場合は国が負担する、という保険料率の上限条項が設けられておりますが、これからいいますと、千分の三十六ですから、百をこえますとこれは三倍にも達しているわけです。こういう問題が出てまいりますと、次に、退職した人が一年間、例のあれがございまして、国民健康保険のほうに入つてから私をあえて聞いているわけです。あなたは何かと思つたのですけれども、

こういうふうなばらつきがどうして起きるかというところ、これにはいろいろな理由があると思ひます。もう一つは、千分の三十六を超過する場合においては国民健康保険の場合では国が、事業主が負担するとなつてくるのにこちらでは一銭の負

担もない。でありますから、俸給の額、すなわちそのほうの上限は二十四万五千円を上限とするというようにきめておられるけれども、肝心の財源率のほうでは上限がないから三倍にも達していくような県が熊本とか香川県とか、それからまだございしますが、九十台がもうそろそろあります。一番低いところでは五十台というのもございます。こういうような状態になっております。これはひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○植弘政府委員 それぞれの地域によって掛け金率が違うという点は、おっしゃるとおり問題はあろうと思ひますが、これは先生もよく御承知と存じますが、その地域における職員の給与の問題とか、あるいはもつと根本的には受診率といひますか、診療を受ける回数の問題とか、こういったものとも関連してまいるわけでありまして、これは国家公務員共済の場合でもそれぞれの省庁によって違ひますが、やはりそれぞれの地域における特殊性というものが反映いたしまして、そういった掛け金率にアンバランスといひますが、区々まちまちになっていくというのが実情でございます。

ところでその場合に、それはそれぞれ掛け金と給付とのリンクでありますから、ある程度特殊の事情といたしましてやむを得ないといひまして、あまりに高くなるのはどうかという点が一番御心配の点だろふと思ひますが、御承知のように健康保険のほうでは千分の九十を一応限度としてゐるわけでありまして、そこで、三年ほど前でございますが、当委員会におきまして、市町村の短期の掛け金率が非常に高い場合のことが御議論になりまして、少なくとも千分の百をこえるようなところについては交付税なり何なりで特別措置をすべきではないかという御意見もございまして、自治省としてもそういう当委員会の御指摘によつて考えたわけでありまして、幸いといひますか、大幅なベースアップ等がその後行なわれました結果によりまして掛け金のほうを上昇いたしました、千分の百をこえるような県はなくなりまして、いま先生の御指摘のように、大体千分の

九十台が最高になってきたわけでありまして。

そこで、千分の九十をこえるということになりますと、健康保険の千分の九十は高いじゃないかということになると思ひますが、御承知のように、掛け金の基礎になります給料と健康保険のほうの標準報酬というものの差は大体一八・三％ぐらい違ひわけでありまして、したがって、これを千分の九十に一八・三％の割り返しをいたしまして百六・五ぐらいになるわけでありまして、したがって、百六・五ぐらいならば健康保険の千分の九十に相当する率である。しかし、それでもあまりよくないというので、先般も御議論をいただきましたように、千分の百をこえるのはちょっと大きいじゃないかということでありまして、そういう点ではいま改善をされておりますのでまああとという感じでございます。

ところで、上限を定めまして地方団体から補助してはどうだということも考えられるわけでありまして、地方団体からの補助という問題になりますと、当然に住民の税金に返るわけでございます。なるほど公務員が当該地方団体のために一生懸命仕事をしているわけではありますけれども、やはり税金の使い方として、一般の健康保険とは違つて、その住民との関係をどう考えていくか、住民負担との関係をどう考えていくかということになりますと、やはり消極的に考えるを得ない。千分の百をこえるというふうな事態になれば、これは少しやはり特別な財政措置を考へざるを得ない、こういうふうな立場でございます。

○小川(新)委員 そういたしますと、その千分の百をこえた場合には財政措置を講ずるということのは、具体的にはどういふふうな措置を講ずることになりますか。

○植弘政府委員 たとえば特別交付税でございます。特別交付税で、そういった特殊な財政需要があつて当該地方団体がその共済組合に補助をするとするならば、それをその地方団体における特殊財政需要といふか、その補助した額を補てんするといふか、そのような措置が考えられるかと思ひます。

ます。

○小川(新)委員 そこで、今度その積み立て金の管理運用についてお尋ねしたいと思ひますが、地方公務員共済組合の積み立て金は現在どのくらいに達しているのか。四十六年までののはわかつておりまして、四十七年、四十八年、あとは四十九年は見込みでございますが、これをひとつお聞きしたいと思ひます。

○大嶋説明員 四十七年度末の積み立て額は約一兆八千三百六十億ということになっております。四十八年度につきましては、まだ出納閉鎖時期に至つておりませんので、決算に基づく数字を把握できないわけでございますが、(小川(新)委員「見込みでけっこうです」と呼ぶ)約三千五百億円ほどふえますので、二兆円ちょっとになろうかというふうな考えております。いずれにいたしまして、四十九年度の事業計画の報告を待つて一緒に決算見込みも集計する予定でございますので、正確には申し上げられないわけでございます。

○小川(新)委員 そこで、四十七年度の決算で明らかになつたものを見ますと、利息及び配当金を見ますと、地方職員共済組合では利息と配当金だけで百四十億、公立学校共済組合が三百九十二億、警察共済組合八十九億、地方公務員共済組合全体では一体これが幾らになりますか。

○大嶋説明員 約一千億程度でございます。

○小川(新)委員 利息と配当金だけで合計一千億ですか。

○大嶋説明員 そうでございます。

○小川(新)委員 この利子のパーセントは幾らでございますか。

○大嶋説明員 共済組合によつても違ひますが、大体六％台が一番多いでございます。

○小川(新)委員 年金の財政算定にあつて採用されている積み立て金の金利の予定利率は年五・五％と、地方公務員等共済組合法施行令第何条かに定められておりますが、最近数年間の運用実績は何％なんですか。これが六％なんですか。

○大嶋説明員 そうでございます。六％台でございます。

います。

○小川(新)委員 この五・五％との関係はどうなんでしょうか。

○大嶋説明員 その、五・五％との関連と申ししますと……

○小川(新)委員 それと最近の運用実績——五・五％と地方公務員等共済組合法施行令で定められておる。何条かはわからぬのです。ちょっとそこを讀んでいただきたい。

○大嶋説明員 地方公務員等共済組合法施行規程でございます。その十二条の三項でございます。

「長期経理の余裕金を地方公共団体に貸し付ける場合の利率は、年五・五パーセントを下回ることができない。」失礼しました。地方公務員等共済組合法施行令でございます。その十五條の四項でございます。「責任準備金率の算定の基礎となる責任準備金の運用の予定利率は、年五・五パーセントとする。」こういうことでございます。

○小川(新)委員 施行令では、いまあなたが讀んだ十五條四項では五・五％と定められておるにもかかわらず、実際は運用実績は六％。もつとこれを調べていきますと六・四％などというのも出てきますが、これは部長、五・五％でなければならぬものなのか。

さらに、それを上回つた分ですね、施行令で定められた上のせ分の利息率の金額というものは、昭和四十七年度の利息及び配当金その他の中でどのくらいの額になっているのですか。

○大嶋説明員 約百億であらうかと存じます。

○小川(新)委員 一千億の中で約百億ですか。一〇％ですね。一〇％、百億が五・五％を上回つた利息分による特に浮き上がったお金ですね。この金の使い方というものを、私はちょっと私なりに考えてみますと、たとえば運用利率が〇・五％上がつて六％になつただけで、それが財源率の千分の十に相当するといふようなことをいわれておりますが、そういうことの影響といふものはこの共済組合の全体の中の運用にどういふ影響を与えてくるのか。

一つは掛け金のアップを押える。もう一つは逆に給付の率を上げられる。それから先ほどあなたが言ったようなスライド制ですね、スライド分の五十年間の見直し、四十七年、四十八年度におけるところの高額な国家公務員、地方公務員の賃金ベースアップのスライド分の財政措置にそれをとるのか。そういうことになりまして、そういうところでもやりくりをするためにこういう五・五％よりも高い利息やそれをねらうての今度貸し出しというものを考えるのですが、そういう動きというものはあるのかどうか。その辺のところを私詳しいことはわかりませんが、その浮き出された百億という大金をどうお使いになつておるかという、御指導なり、実態の掌握なりというものは、部長のところでおつかみになつておられますか。

○植弘政府委員　まず、施行令の十五条でございすが、予定金利でございすから、そしてやはり将来にわたつての保険数理に基づく共済制度でございすから、ある程度責任準備金というものをりっぱにやつていきたいと思います。将来にわたつての給付の財源が枯渇するということになりますので、その意味では最低限が五・五％と理解すべきものだと思ひます。そのうらはらといひますか、共済制度は地方債といたしまして地方団体の事業等にも貸し出しをいたしておるわけでございすが、これは先ほど福利課長が読みましたように、施行規程の十二条に、地方債は五・五を下回つてはならないという規定もあるわけでございす。そういう趣旨からいたしまして、不当でない限りは、やはり健全、安全、有利に運用することによつて共済財政を健全化したいというたてまえを持っております。

そこで百億出てまいっておりますが、将来にわたつて責任準備金を完全にやつていないとすれば、先ほど見直しのときに言ひましたように、ほんとうは掛け金をもっと上げなければならぬかもしませんが、そこらのところも総合的な立場で考へておりますので、まあまあという感じが

出てくるのです。

もう一つは、具体的には法定外の付加給付ですね、そういうものを拡充したり、たとえば災害のときの職員に対する見舞い金等をふやしてみたり、福祉施設を充実してみたり、そういうようなことをしながら、具体的に直接的に組合員の利益に返るようには考へておりますし、また最近ある程度積み立て金が豊富になつてまいりましたので掛け金率を下けたケースもございす。そういうようなことで、あまり無理をしてもうける必要はございせんけれども、将来にわたつての財政というものを考へましたときには、安全、有利、確実な方向で運用していただくという考へ方でございす。そして、その余分はできるだけ組合員に還元できるようにするという立場は常に指導しております。

○小川(新)委員　先ほど申し上げましたように、不足責任準備金の穴埋めにこういうお金を使つてしまつて、本来使うべきところに使われないというやうなことがあつてはならないというこの御指導は十分なさつておるようでございすから、今後ともひとつそういうやうに、この中のお金の扱いでございすので、非常に私は大事だと思ひうでございす。

そこで、もう私の時間がだいぶ過ぎちゃつたやうでございすから、まだあと退職年金とか遺族年金等について、また任意継続組合員制度の創設等については同僚の小濱先生にやつていただくといひまして、私はこれで終わりますけれども、先ほど大臣、大事な例の福祉強化の年金訴訟の問題が、岡山の老人の件がいま裁判で敗訴になりましたが、併給の問題でございすが、こういう大きないま出ておる問題について、まだ大臣からの御決意なり御見識なりを伺つてないんです。そこで、こまかいことはいろいろとあつちこつち飛びながら質問させていただいたのですが、福祉元年といわれ、政治の流れを変えるというやうなときに、社会の弱者、今度の春闘の場合も国民春闘と名を打つて、これらの方々を救うために百三十

億余ですかの年金の予算がついたことも知つておりますが、いまこういう問題が起きてくることについて、一体わが国の保険、年金、恩給者の生活にやると正確に調査してないんですね。でありますから、ちょうど大臣がいふつしやらないとき私とのやり取りだったわけですが、そういう点も踏まえながらこの点について御見解を承つて、時間が参りましたのでやめさせていただきます。

○町村国務大臣　先ほどの御質疑、私十分伺うことができなかったわけですが、今日のやうなやうな物価が非常に高騰をいたしましたときに、いま問題になつております恩給受給者が老齢福祉年金を受けられない、いわゆる併給制限が行なわれておるといふのはたいへんおかしいではないか。裁判もまた、法律がそういうたてまえになつておるといふことで、併給制限の連帯の訴えを退けた、こういうふうにも私も同つたのでございすが、これは、併給制限をいたしておりますのは、やはりそれだけの理由は確かに法的と申しましようか、実際にはあるのではないかと。

すなわち、御承知のやうに、老齢福祉年金だけしかもらつていないという方も当然あるわけでありま。そういう方々と恩給等をいただいておる方、ともに申し上げるまでもなく国民の税負担をもつてこれらの福祉年金がまかなわれておるわけにございすので、そういうたいわば国民の税をそういうたいわゆる弱者の方に支給をいたすという場合において、やはり恩給受給者と老齢福祉年金の併給をするといふことは、そういうたて立場から申しますれば問題があるといふことが現在の法の根拠になつておるのではないかと。しかし考へてみますと、よく生活保護を利用いただいておる方が、若干他にアルバイトなどをして収入があるという場合にもその併給が制限をされるという場合がございまして、どうもそこらぎりぎりのところになりますと、私ももう少しその辺はゆるやかな扱いをしたほうがよろしいのではないかという感じがいたしております。

いずれにいたしましても、この裁判の結果というものはかなり新しい問題をそこに投げかけるといひましようか、従来ありました問題をここに大きく浮き彫りにしたという感じがございすので、これは今後さらに併給を認めるといたしましても、私は無制限の併給が認められるというわけにはやはりいかなないのじやないか。ある程度の制限を加えながら併給を認めるというやうなことが、今後の一つの課題として検討すべきことではないかというやうに私は感じておるところでございす。この点は今後政府内部においても、関係省においてさらに深く検討を進むべき課題ではないか、かやうに存じておるところでございす。

○小川(新)委員　終ります。

○伊能委員長　折小野良一君。

○折小野委員　最初、一般的な問題について大臣に御所見をお伺ひしたいと思ひます。わが国の年金制度の考へ方の中にはいろいろな要素が含まれております。恩給という考へ方、あるいは保険という考へ方、あるいは社会保険であるという考へ方、こういうやうないろいろな考へ方があるわけでございす。また現実の年金制度は、いろいろな経過もございまして、そういういろいろな考へ方がいふそれそれ複合的に入つておる、こういうふうな言つても差しつかえないのじやないかと考へておりますが、大臣といたしまして、現在のわが国の年金制度の置かれておる地位、これはそういうやうな考へ方の中のどういうやうなところに重点を置いて現在の年金制度ができておるといふやうに御理解になつておられるのか。また、将来にわたつてこの年金制度をどういうふうな持っていくべきだといふやうにお考へになつておられるのか。すなわち、年金制度の将来指向すべき方向、こういう点について御所見をまずお伺ひしたいと考へております。○町村国務大臣　私も、いま御指摘になりましたことについての検討、勉強ははなだた十分でございすが、御承知のやうに、公務員に対しまする年金といふやうなものは、当初これが恩給と

いうような制度で発足をしてまいったものであることは、これはもうあらためて申し上げるまでもございせん。いわば、長い間官公庁につとめたという者の老後の生活を保障することは国の当然の責任であるというような考え方から、この恩給制度というものが発足をいたしましたのはございすけれども、しかし、もちろん当時から恩給の納付金というものをそれぞれの公務員はみなみずからの給料の一定率を納付するというようなたてまえで恩給制度というものができてまいったのであります。戦後に至りまして、御承知のようにこゝろは、戦後の恩給制度の考え方をかなり改めまして、やはりこれはいわゆるみずからの掛け金によって老後の保障をする、それに対して国もある程度の負担をするというような、一種の保険制度的な考え方、戦後変わってまいったのではないかと、ように私は感じておるのでございす。

今後、これらの制度が一体どういうふうになるべきかということについては、私十分検討をいたしておりますので、いま確たることを申し上げるだけの用意はございせんけれども、ただ、いずれにいたしましても、厚生年金制度といったようなものができたのは、私の承知する限りにおきましてはやはり戦後ではないか。もちろん戦前におきましては、民間の企業等では一種の自己保険的なものも、形は違っておりますけれども多少はあったと思ひます。しかし、国が制度として大きく取り上げた厚生年金制度というものは全く戦後のもののように思ひます。したがって、それと公務員の公約年金というものを当然対比して考えなければならぬというふうなことになる。先般の御議論を伺っておりますが、その両者の関係がどうあつてしかるべきか、両者の間に必ずしも十分調和のとれていないところもあるというふうな御指摘等もございしました。いずれにいたしましても、いままでのような、政府から恩給として支給されるというだけでなく、一種の保険制度というふうな観念を大きく取り上げたものとして、今後これらの制度の内容の充実をさらに

はかつていくというふうな方向をとつていくべきものではないか。私、これは全く勉強をしております。個人の見解を申し上げて恐縮でございますが、お尋ねでお答えをいたしておるわけでございすけれども、私の考えとしては、やはり保険制度、保険理論というもので、公務員の年金も今後その内容の充実をはかつていくべきものではあるまいか、かように考えておるところでございす。

○折小野委員 ただいま大臣のお考えをお述べになりましたが、経過的に見ましても、もとといわゆる恩給、恩恵的に給付されるものであつた、そういう面から発足をしたということでございます。そういうことからいたしますと、これは与えられたものをありがたく受け取つておればよいというところになってまいるわけでございす。しかし、今日ではなかなかそういうわけにまいりません。結局それが老後の生活の資になるということになります。それが生活費として十分であるかないかということが問題になってまいります。そしてまた、戦後の年金制度の中において、ただいま大臣がおっしゃつたように、確かに保険制度が重点的に取り上げられた、こういうふうな情勢になっておりますので、したがつてこの面からは、掛け金の問題あるいは積み立て金の問題というものが基本的な考え方になってくる。

ところが、最近のようにインフレが高進をするということになってまいりますと、掛け金であるとか積み立て金とかというものが拘束されておつたものでは、これまた老後の生活ができない、こういうふうになってまいりまして、社会福祉的な性格というものがもつと大きくないか、かなければならぬ。恩給とか保険とか、こういう考え方が基礎にあつたとはいはしまして、も、今後はそれを脱却していかなければならぬ。人じやないか、こういうふうには考えております。したがつて、現在年金がかかえておるいろいろな重要な問題についてもそのような立場が一番基本になければならぬ。そういう基本に

立つて初めて個々の改正が実現に即していくことになっていく。なかなかというふうな考えに、この点についてひとつもう一べん大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

てまいりまして、それは内容の充実がはかられるのであれば差しつかへはないのではないかと、いうように私は感じておるところでございす。

○折小野委員 大臣のお考え、たいへん現実的で、かつこうだと思ひますが、私なりの考え方から申しますと、将来の問題といたしまして、健康で文化的な最低生活を保障するという基礎の上にやはり年金制度というものは基本的に考えられていかなければならぬ。いかにいふまでも、大臣のいまおっしゃつたような御意見も過程としては出てくるであらうというふうな考えですが、そういう中におきまして、通説的な考え方では、公務員の年金と民間の年金とはおのずからそこに違いがあつていいんじやないか、すなわち給付水準の差があつていいんじやないか、こういう一般的な考え方がございす。それは現実の問題といたしまして、また今日までの過去の経過を踏まえまして、一応理解される考え方では、そういう考え方についてどういふふうにお考えになるのか、そしてまたどういふ根拠をもつてそういうふうにお考えになっておるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

ただ、御承知のように、公務員というものはとにかく長い間国または地方公共団体に勤務をいたしておつた、そういう関係で、保険理論をもつて老後の生活の保障が行なわれるというたてまえでございすので、これは、厚生年金あるいは公的年金のような、従来公務員あるいは企業につとめておつたというふうな立場にない者のいわゆる福祉年金的なものとは多少違つておるのはいふまでもない。したがつて、いま御指摘のございましたような、公務員の年金が現在の物価高騰の時期にたいへん実情に合わないようになってくる、たいへん金額が少な過ぎるという問題は、むしろ、先ほど来お話がございましたように、この年金制度それ自体をもつと老後の生活保障に値するようにならなければならぬという考え方を取り入れていかなければならぬのではないかと。これを一般の社会保障制度の一環にしてしまふということについては、これは社会保障というものの考え方にもよるわけでございすけれども、無拠出の老齢福祉年金制度とは多少またそこに違つた角度から今後充実をはかつていく道はあり得るのではないであらうか。これは私、先ほど申し上げましたように、十分検討をいたさぬ上でお答えでまことに恐縮でございすけれども、考え方としては、公務員の年金というものは大体保険理論によつて、しかもその場合、国等の負担をどういふふうに変更していくかということ、この問題の充実をはかり得るのではないであらうか。その点は、一般のいわゆる老齢福祉年金のようないふ社会保障制度とは多少違つたたてまえを持つ

○植弘政府委員 先ほど来の御議論で明らかになりましたように、共済年金の性格が、恩給の系統を受けたものと、戦後における新しい社会保障制度の一環として設けられたという二面性があるわけでございす。その意味からいまして、恩給的な利点といひますか、恩給というのはいわば公務員という特異な身分関係を持っています職務の公共性といった特殊性に着目しての制度だと思ひます。しかし社会保障を全般的に拡充するといふ一環から、新しく公務員にも職域、職域保障としての共済制度が設けられたわけでありまふ。その身分の特殊性なり従事する職務の特殊性、公共性からいひまして、ある程度一般の厚生年金の給付よりも優位であつてもいいのではないかと、いう気持ちでございす。現にまたそういうことでございす。そこで、今回の改正でもお願

していますように、逆に厚年がよくなった場合に共済のほうが悪くなるというような逆転現象が出現したので、それはすみやかに是正させていただく、常にそういうような考え方で措置させていただいていくわけでございます。

○折小野委員 一般的にはわかりません。しかし、公務員の勤務の実態という面から見まして、いわゆる公共性その他をおっしゃっておられるわけですが、それが水準の差にどの程度あらわれてしかるべきものか。差がどれくらいあったらそれが公共性であり、そうでないというものの区別にふさわしいものになるのか。その点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○植弘政府委員 理念的にはわかりませんが、かりに二割増しだとか三割増しだといったようなことでどのくらいの差があるかということになってまいりますと、ちょっとこれは推しはかることがむずかしいのではないかと思います。結局のところは、掛け金率と給付率といいますが、これのリンク率ですね、これを考えざるを得ないのであります。理論的に示することは非常に困難であります。しかし、三十四年に国家公務員共済組合法が発足し、三十七年に地方公務員共済組合法が発足したわけでありまして、その際、従前の恩給公務員としての待遇を一度断ち切ることになりました。その場合に、一方では退職手当との関係で優遇措置をはかったという経緯もございます。それこれ考えてまいりました場合に、まあ何割とかいったようなめどはちょっとむずかしいと思いつくけれども、かなりその段階では優遇すべきであるというふうに理解されたようでありまして、その後は社会福祉の充実ということで厚生年金のほうもだんだんと充実してまいりましたので、ほとんど差がなくなっているのではないかと、その点は逆にいいますと、もっとも共済年金は充実させていただいてもいいんではないだろうかという感じを持っております。

○折小野委員 これは私だけの考え方もしれませんけれども、私はこういうふうにある程度理解

をしております。

世間で大体公務員の給与は安いということがいわれております。しかし、公務員の給与は安いかわりに、その差額は恩給として退職後もらうんだ、だから在職中の給与と退職後の恩給と合わせたものが正当な労働に対する報酬なんである。ところが民間においては、労働に対する報酬は勤務中に全部もらうんだ、したがってそこにふだんの給与の差があり、公務員の場合にはいわゆる恩給年金制度というものが過去においてあったのだ。そういうようなところに公務員の場合と一般民間の場合との違いがあるのであって、公共性を持つておるから高い年金を支払うべきであるとか、そうでないとかいうことではない、こういうふうに私なりに判断をし、そういうふう聞いてきたわけですが、そういう考え方はどういうふうにお考えになりますか。

○植弘政府委員 私、いま若干観点を間違えたような感じがいたしますが、なるほどそういう考え方の方があったことは承知いたしております。ただし、現在の給与制度を考えてみますと、若干のおくれはございまして、人事院の勧告体制を持つておりまして、先ほど給与局長から御答弁ありましたように、人事院の官民較差の実態調査の結果に基づきましてその較差を埋める、補てんするというふうなことで参っておりますから、その意味では現職中の給与については、時期のズレは若干あるといたしまして、大差なものではないという考え方をとっております。それから退職手当につきましても、やはり同じように民間の実態調査をやりまして、昨年でございまして、民間との較差を埋めるための措置もさせていたいただきました。こういうふうなことがなっておりますので、その点からいいますと、ある程度公共性というものが前面に出てまいりませんと、厚年よりなせいの点という点では弱いのではないかと感じがいいたします。

○折小野委員 私は、ただいま申し上げたような私の受け取り方、そういう考え方は正しくないとい

いうふうに思います。それはいま具体的な例をちょっとおっしゃいました。と同時に、公共性というものをこの年金の水準の差に持っていくというところ、どうも具体的な説得力はないような感じがいたします。いずれにいたしましても、これは社会福祉という立場からいって、健康で文化的な老後生活を送れるようにやっていくということでございます。多少の差があったって、それは今日までの経過的なものがそこに影響しておるのだ、こういうふうな受け取りざるを得ないのじゃないだろうかというふうに考えるわけでありま

と。ところで、年金を含めてですが、わが国の社会保障制度、社会福祉は先進諸外国と比べると非常に保たれておる、こういうふうにいわれております。数字で申しますと、国民総生産に対する社会保障給付費の比率、こういうような数字を見てみますと、先進諸国の数字からいいますとわが国の場合はほとんど三分の一である、こういうこととあります。しかもその中におきまして年金は特におくれている、こういうふうな考えられるわけでありまして、これは少し古い数字ですが、一九六九年で見ますと、先進諸外国に比べて極端に低い。まあ高いところ、低いところいろいろございしますが、平均いたしますと大体十分の一くらいにしかたっていない。もちろん最近年金についてもいろいろと努力がなされておりますので、多少は最近の比率は上がってまいったかと思えます。こういうような点から見まして、いろいろの問題はございしますが、とにかく年金はもっとも引き上げなければならぬのだ、これが今後の趨勢でございまして、お互いの努力の目標でもあらうかと思っておりますが、その点についてはいかがお考えでございますか。

○植弘政府委員 まことに、指標といえますか方向といたしましては、折小野先生のおっしゃるとおりだと思えます。そういう線に沿ってここ数年、毎年のように年金そのもののアップ、それからいろいろのな付加的な制度の創設につきまして

も御審議いただいてまいったわけでございます。ことしと去年だけ考えてみましても、大体三〇%近くのアップということになってまいります。したがって、そこらのところから逐次毎年充実させていたいただきたいわけでありまして、やはり問題は、先ほど来御議論のございしますように、基本的な社会保険としての性格、保険数理に基づいた財政運営といったような立場がございしますために、どうしてもそういう財源のほうも考慮しなければならぬので、急激に上昇させるということもなかなか問題であらうかと思えますが、これは毎年のように努力させていただく問題だろうと思っております。

○折小野委員 いろいろと努力していただいておりますことはわかるのでございますが、しかし、先ほどの質疑応答等を考えましても、関係各省におきましていろいろと他を顧慮してと申しますか、そういうようなことで三すくみ、四すくみのような状態、なかなか事が進んでいかないんじゃないだろうか、こういうことが考えられるわけでございます。一つは、恩給との均衡の問題とか国家公務員と地方公務員との均衡の問題とか、あるいは関係者が大蔵省であるがために財源との問題とか、いろいろの問題がありまして、それぞれすくんでしまつて、なかなか前進をしないというふうなことがあろうかと思えますが、そういうような中でやはり何とか伸ばしていくためには、お互いに先行的な努力といえますか、それをやっていく必要があるんじゃないか。もし、場合によって地方公務員について特別に先行的な制度を取り上げるといふことにいたしますと、他がまたそれにならう、こういうようなこともあらうかと思えますが、そういうようなことでもしなければならぬが現在の状態から脱却することはできないんじゃないか。もちろん、ただいま三〇%ぐらいも上がったというふうにおっしゃいますが、しかしそれは反面、物価がほとんどそれぐらい上がったおるわけですから、実質は上がったことにはならないわけでございます。ですから、もっとも

上げていただかなければ、年金制度を充実したものにすること、そしてまた国民の老後の生活の保障をやっていくという目的からは、せっかくの努力もほど遠いものになってしまつておる。こういう現状からなかなか抜け出せないのが現在の状態だといふふうに考えます。その点については先ほど来いろいろ御議論がありました、ひとつ大臣のお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○町村国務大臣 現在の年金が老後の生活を保障するのにはきつめて不十分だ、これが欧米の年金制度に比べてみてたいへん低いという御指摘でございます。確かにそのとおりであらうと私も思ふのであります。

私、実は先ほど御指摘がございました恩給のことを考えてみますと、戦前はあの、いわば勤務中の月給の大体三分の一の恩給でどうやら、簡素な生活をする場合には恩給だけでも生活ができるという、いわゆる恩給生活者といふことが戦前にはあったように思ふのでありますが、どうも最近、われわれの生活も欲望がだんだん高くなつてまいつたといふこともございましょう、生活の向上をはからなければならぬという気持ちももとより加わつておるかと思ひますけれども、なかなか現在の公務員の年金だけでは老後の生活ができないといふのがどうも実情のように思ふのであります。まして、この辺は戦前といふと簡単な機械的な比較といふことはこれはできないわけでございますけれども、いずれにいたしましても、やはり年金そのものがかなり低いといふことだけは、これは私は事実のように思ふのであります。当面、やはり物価をひとつ安定をさせまして、そして相対的に年々公務に従事をしてきた者であるならば、何とかそれで最小限度の生活が可能になるというだけのやはり年金といふものが、私は確立をしなければいけないのではないかと、こういうふうに考へておるのであります。ただ、なかなか問題は、そう簡単にはまいらぬことはあらためて申し上げるまでもございませぬけれども、われわれの庶

幾するところは、大体三十年も公務に従事した者であるならば老後はそれで何とかやっていると、今年金の充実をはかるといふことに一つ目標を置いてつとめていくべきではないか、かように考へておるところでございます。

○折小野委員 確かに現在の年金はいま大臣のおっしゃつたような状況でございます。昔の恩給の時代においてすら、退職金で家をつくつて、そして恩給でどうにか生活できるといふのが普通の公務員の退職後の実態でございましたが、いまの公務員はなかなかそういうわけにまいらないといふのが実情でございます。しかも今日、社会保障制度といふものがいろいろ充実をされてきつたあるといわれながら、そうしてまた福祉国家を目ざしておるといふふうにいわれながら、事実はそれと逆行をしておる。その一番の問題といひますのは、何といつてもこれは今日のインフレだといふふうでございます。年金制度の充実に対しては、一番大きな敵はインフレである、年金制度にとつて諸悪の根源はインフレである、こういうふうにして申していいのじやなからうかといふふうに考へます。そういう立場から、年金とインフレ、こういう問題に関連をいたしまして若干の具体的な御質問を申し上げたいと思ひます。

まず一つは、今回の法改正におきましては年金の額の改定が行なわれました。二・三・八％といふことでございます。しかしこれも、さつき申し上げましたように、物価の値上がり非常に大きいです。前年同月比消費者物価が二四％も上がった。こういうような数字も出てまいつておるわけでありまして、そういうことでございまして、今度大幅に年金額の改定を行なつたとは申しまして、結局物価の値上がりに追いつかない、こういうのが現在の状態でございまして。

そういう中でどこに問題があるのか。年金受給者といふのは今日ではいわゆる社会的弱者、こういうようなことでございまして、インフレの影響を最も多く受ける階層の人たちでございます。

そういう方々に対する年金が、一番今日の制度の中で問題になっておることの一つといたしましては、これはいままでの質問の中においても指摘をされましたように、まずその一つは、改定の時期が事実上一年半おくれる、こういうことにあるわけでございます。これについてのいろいろ論議はすでにご覧になりましたので、私それについては申し上げませんが、今日非常に大きなインフレを迎えておる。したがって、社会的な弱者といわれる方々に対する対策といふものの急務が叫ばれておる、こういう時期でございますが、この一年半を少しも繰り上げべきではないか、おくれを取り戻すべきではないか、こういうふうにお考えののりでございますが、政府といつたしまして、いまこの時期にその繰り上げをやろうといふお気持ちがございまして、あるいはどの程度やろう、あるいはやれるといふふうにお考えになつておられますか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○植弘政府委員 再三お答えしたところでございしますが、厚生年金についての改定時期の繰り上げが行なわれました、そういう実態にかんがみてみますとときには、共済制度においても同じように、少しでも改定時期を繰り上げて実質に合わせるということが望ましいことだと存じております。

ただ問題は、これもたびたび申し上げて恐縮でございますけれども、恩給なり国家公務員共済の問題を考へないことには、ここだけが、地方共済が先導するといふわけにまいりません。したがって、現在、国家共済は衆議院では審議を終了したようでございしますが、恩給法がまだ、いま内閣委員会で審議されてないようでございます。こういう恩給の動向といつたようなものを見きわめないことには、地方共済だけで先行するといふことはできないだらうと思ひます。そしてまた、恩給の場合ですと直接的に予算も伴うことでございますから、なかなかその点はむずかしい点があるかと思ひます。さらに、地方共済の場合、若干の繰り上げをさしていただきましても現実の積み立て金の運用で何とかなると思ひます。

が、やはり基本的にはそういう母法である恩給との関係が十分考慮されなければいけない問題であらう、こういうふうにお考へております。

○折小野委員 その辺がやはり問題の解決をおくらししている一番大きな原因のように思ふのです。地方の共済年金について少しもというもので、たとえば三カ月繰り上げるといふことを決定いたしましたならば、ほかのところがそれにならうといふことだつてあり得るわけですし、私はむしろそういう面では積極的にやつていただきたいといふふうにお考へるわけです。それは現在の時点におきましてはおおむねそういうふうな考え方で推移しておられるであらうと思ひますので、無理には申し上げませんが、何としてでもこういう面について今日方法をとつていくべき時期にあるのじやないかといふふうにお考へます。この点は将来の問題についてもひとつ特別な配慮をお願いをいたしたいと思ひます。

次には、今回の改正におきまして最低保障額の引き上げが行なわれた部分がございます。それから最低保障額を新たに設けられた部分がございます。大部分は昨年の改正において行なわれたわけでございます。

この最低保障額といふのは、年金自体が非常に低い金額であるといふことでございますが、なお一そう、そういう面では最低保障額といふのは切実な問題だといふふうにお考へるわけなんです。年金の総額につきましては、今度二・三・八％上がったといふことになりました、物価が二四％上がったといふこともありますが、物価が二四％上がったといふふうには受け取れませんが、ところが最低保障額のほうには全般的には今度特別引き上げられたといふわけじやございません。といたしますと、全般的には最低保障額といふのは物価の値上がり分だけ下がつてきておる、こういうふうにいわざるを得ないと思ふのでございします。そこで、その最低保障額といふものは一体何を基準にして、何を根拠にしてきておるものでござい

でございますか。

○植弘政府委員 たびたび同じお答えで恐縮でございますけれども、基本的に最低保障額を定めておりますのは、やはり厚生年金保険の最低保障額との均衡を考へておるわけでありまして、ところで、今回地方共済につきましても、昨年の御指摘もございまして、通算退職年金方式の採用によりまして、実質的には最低保障額を引き上げたと同じかっこうになるというふうに理解いたしております。

○折小野委員 いずれにいたしましても、最低保障額というのは年金総額以上に切実な問題だといふふうに考へます。ですから、年金の額の改定を行なうことももちろんでございますが、最低保障額につきましても改定をすべきだ。あるいは、年金の額につきましてもスライド制を導入するといふならば、当然最低保障額についてもスライド的な配慮が必要である。年金の額につきましてもスライド制ができておりませんが、賃金スライドを目標にして毎年改定をしていく、こういう御方針は承っております。ただ、そうであればなおさら最低保障額についての改定というものはより切実な問題として必要なことじやなかろうかといふふうに考へますが、いかがですか。

○植弘政府委員 お説のように非常に年金が低いといふことになりましたと、先ほど来御意見を賜わっておりますように、社会保障的な立場で充実するといふ点からいいますと、年金改定と同時に重要視しなければならぬといふことは御説のとおりでございます。ただ問題は、共済制度自体が掛け金との関係がありますために、どうしても掛け金を負担した期間といふことが、これとのリンクが重点になるわけでございます。しかしそう言いますと、広くいえば社会保障でございますし、社会保障の一環でございますから、かりに掛け金をかける期間が短く、その額が少ないといふにしても、ある程度最低の保障はするのが当然だろうと思ひます。その意味では厚生年金保険でもやはりとっているわけでありまして、保障額そのもの

もののきめ方といたしましては厚生年金保険との関係も考へなければならぬと思いますが、やはり私どもの立場からすれば、冒頭に御意見を賜りましたように、共済保険の特殊性といふことが、そういうものからいいますと、厚年より上回るような措置、たとえば今度のような特別措置、こういうものを今後とも充実にさせていただきたい、こういうふうに思ひます。

○折小野委員 確かに保険という考え方が基礎になつております現在の年金制度の中で、掛け金等についての配慮といふものがなされることはやむを得ないと思ひますが、しかし、最初申し上げましたように、私は、方向としてはやはり社会福祉、そういうような方向に進むべきものである、そういうふうな方向に前進すべきものである、こういうふうに考へます。こういう面からは、やはりこういう問題についての配慮といふものが特になされるべきじやなかろうかと思ひます。私も、かねて消費者物価指数といふようなものをいろいろの基準にしてものを考へてまいりますが、しかしこの消費者物価指数がそれだけの人々の生活に及ぼす実際の影響度というものは、これは必ずしも一様じやないと思つております。高額所得者にとつてはそれほど大きな問題ではなかつたにしても、低額所得者にとつてはそれが非常に大きな問題になる。たとえば二〇％の消費者物価指数の値上がりといふ場合においても、低所得者にとつてはそれが生活費のあるいは三〇％、四〇％、こういうような影響度を持つといふことは当然考へられるわけでございます。そういうような趣旨からいたしまして、今後ともひとつこういうような面についてはいくら一その御配慮をお願いをいたしておきたいと思ひます。

それから、去年からことしにかけては石油危機を契機とする狂乱物価、異常な物価の上昇があつたわけでございます。それにによりまして国民の生活がいよいよな面で圧迫を受けた、これは当然なことでございます。そういうような点から、公務員に對しましても昨年末〇・三の期末手当を

繰り上げ支給する、こういうような措置をとられました。そして人事院におきましては、民間その他を検討した上で、四十九年度期末手当に〇・三上のせをするという勧告がなされまして、すでに衆議院においてはその法案が通過した、こういうのが現在の実態でございます。一般の公務員の生活におきましてもこういうような措置をとる必要がある、こういうような事態にあつたわけでございます。

これはいわゆるインフレ手当、名称は違ひますがけれども、そういうふうな実質的には言つていいかと思ふのでございますが、こういうようなインフレによつて最も大きく影響を受けるのはやはり社会的な弱者といふことになるのでございまして、その中には当然多くの年金受給者が含まれておる、こういうふうな言つて差しつかえないと思ふのであります。もちろんこれに対する対策が全然なかつたとは申しません。しかし、年金受給者に対する対策といふのは、私、全然聞いておりません。そしてまた今回の法改正におきましても、そういうような趣旨の対策といふものは全然ございませんでした。はたして年金受給者に対しては、今日の異常なインフレに対してインフレ手当を支給するとか何とか、そういうような応急臨時の措置を講ずる必要がないのかどうか、あるいはそういう面の御検討はなされなかつたのかどうか、そういう点をお伺ひいたします。

○植弘政府委員 お説のように、年金受給者につきましても同じような、経済情勢の変動、狂乱物価といふことが、そういうふうな影響を受けて、当然そういう事態は考へられなければならないわけではなかつたのであります。基本的には生活保護といたつた立場で問題を考へてまいりましたために、やはり生活保護制度といふものと年金制度といふのは基本的に違つておりますために、そこまで措置が講じられなかつたのであります。もちろん同じような状態にある場合においては、当然そういう措置は考へられなければならないかといふ点につきましてもは全く折小野先生のおっしゃる

とおりかもしれませんが、今回についていいますと、少なくとも特別な措置は講じられておりません。

○折小野委員 講じられていないといふことは、御検討の段階でその必要がないといふふうにお考へになったのでしょうか。

○植弘政府委員 検討の段階におきましては、必要の有無といふより、むしろ、やはり制度のたてまえとして、そういう措置はとりにつかつたといふのが実情じやないだらうかと思ひます。

○折小野委員 いろいろ、とりやすい、とりにくいとか、あるいは制度運用上の問題はあらうと思ひますが、しかし国民の生活、特にきょう、あすの生活をやっていかなければならない国民、特に低額の年金受給者、こういうような人たちに對する対策といふのは、それがとりやすい、とりにくいといふことで放置されていくといふ問題ではないと思ひます。それがとりにくくかろうと、やる必要があるといふことであるならば、私は何とかしてやはり方法を講ずべきであるといふふうに考へます。まあ、年金の額の改定が一年半おくれですから、これから考へていくことも考えられないじやありませんでしようが、しかし、やはりこういうものは適時適切な措置がとられるといふことが一番大切なことじやなかろうかと思ひます。それで、そういう点については今後十分な御配慮をひとつお願いをいたしたいといふふうに考へます。

それから、今度の改正におきまして、年金の額の算定の基準となるべき給料、これにつきまして、従来三カ年間の平均であつたのを一カ年間の平均に改正されたといふことでございます。この点はそれなりの前進だと思ひます。ただ、これは、この給与をきめるに對するより合理的な方法をきめるといふことで問題になつておつた事柄なんでありまして、今日のインフレの時期においては、三年の平均をとると一年の平均をとると、そしてまた議論がありますように、退職時の給料をとるとでは非常に大きな差が出てくるわけでご

ざいます。そういう面からいいますと、やはり私も、今日のこの異常なインフレ下におきましては、せめて退職時の給与をとることが年金受給者に対して親切じゃないか、こういうふうに考えます。もちろん、おっしゃるような特別昇給とかそういうようなことがないという事は保証はできません。しかし、そういう面を何とか配慮しながら、やはり年金受給者の生活というものを考えますならば、少しでも今日のインフレ下にそれに対応できるような配慮をしてやるということが必要なことじゃないかというふうに考えるのでございますが、いかがでございますか。

○植弘政府委員 昨日もお答えしたかと存じますが、三年平均を改めまして実質的な水準アップをはかるというたてまえからいろいろ検討いたしました。方法といたしましては、退職時一年前の給料にプラス一号するとか、それからいま提案いたしております一年間の平均とか、退職時とか、いろいろと検討してみたわけでありまして、退職者相互間、地方団体を通ずる均等論からいいますと、やはり一年前に一号プラスしたほうがいいのではなからうかという感じがしたのであります。しかし一方公金体のほうでは退職時でございますし、できるだけ公金体との格差をなくしたいということから、それでは退職前一年間の平均、しかしそれでも若干の差があるということでございますので、それをベースアップが一年前に行なわれたものという仮定をいたしまして、それによって計算の基礎の金額を上げることになさしていただいておりますわけでありまして、したがって、その結果によりますと、退職の月にもありますが、かりに退職時の給与にいたしましたも、四月に退職いたすといしますと、年金の基礎は御承知のように掛け金の基礎になった給与でございますから、掛け金の基礎になったといしますと十二分の一になるわけです。そういうような計算をしてまいりますと、今度私どもで提案させていただいている方法によりますのとほとんど大差がないということでございます。

います。

○折小野委員 掛け金のことをおっしゃいます。私もその掛け金にそれほど拘泥すべきではないという見解なのでございます。

これにつきまして、実は思いも寄らない影響が出ておるわけですね。こういうことがございまして、ことし大学を卒業して東京都の教育委員会に就職が内定をした。ところがいつまでたっても都から連絡がない。そこで聞いてみたらこういうことだというわけですね。御存じのようにことし人権法が通りまして、すなわち先生方の給与が上がったわけでございます。そうしますと、できるだけ給与が上がったところで退職をしたい。一年間の平均になるそうだとすると、いまから一年間ひとつがなばってそうして退職をしたい。いま退職するのは損だということ、いまおる先生方がやめない。したがって人事の交流が停滞をし、そしてまた予定をして試験をして通った人たちが宙に浮いておる、こういうような例を最近聞くわけなのであります。

こういうような問題は皆さんが予想されたわけでもなからうかと思いますが、そういうような面にも波及するということですね。そういう点からいいたしまして、やはりこれは退職時の給与、それを合理的に把握する方法を講じてそろそろすべきじゃないかというふうに私も考えるわけでありまして、

○植弘政府委員 いまの東京都の例で思い出しますのは、ベースアップが十月から九月、八月、七月、六月と順次週及期を繰り上げていただきました。それで最近四月になりました。四月になりましたら、地方団体でも三月三十一日付の退職が通常でございましたが四月まで退職しないというふうな事例が起こったのでございます。その事例と符節を合するようにお話を承ったわけでございますが、それにいたしましたも、やはり人権法等によりまして現にベースアップがあることがわかっておりますと、この問題とは直接関係ないのではないだろうかという感じがいたします。し

かしいずれにいたしましても、一年間によるのか、退職時によるのかというのはいまだ議論されたところでありまして、昨日からお答えいたしておりますように、やはりいろいろ考えてみますと、一年間平均が最も合理的ではないか、それをカバーするためにベースアップを上をのせしていただく、こういうことをお願いしたいと思うのでございますが……

○折小野委員 私がこれを申し上げますのは、ただいま申し上げておりますように、退職時の給与をきめるのに、より合理的な方法をとるということではなくて、それは基本的に必要なことではあります。物価が非常に安定しておる時期においてはそれが一番いいと思うのですが、しかし今日のインフレに非常に大きな物価の値上がり時代のときましては、年金受給者の生活というものを考えますと、インフレに対応してできるだけ受給者に有利なように、こういうふうな考えていくべきが現在の事態に対応するやり方じゃないか、こういうことでもいま申し上げておるわけでございます。この点はひとつさらに御考慮願いたいと思っております。

それから次に、やはりこれもインフレとの関係でございますが、昨年来、年金の財政方式について、積み立て方式とかあるいは賦課方式とかいろいろの議論をされております。この問題も現在のインフレに関連を考えていくべき問題じゃないかと思っております。確かに、今日のようにインフレが高進していかないような時代でありまして、積み立て金を基礎にして考えていくということも合理的な方法であるというふうに考えます。しかし現在は、御存じのような物価の値上がりの中におきまして、積み立て金そのものがすでに大きく目減りしつつあるわけでありまして、もちろん、積み立て金は規定によりましておきるだけ有利な運用をするということになっております。関係者はそういう面については非常に心を砕いて、できるだけ利益率というものを高めようというふうにしておられるわけでありまして

が、その利益率を非常に高めたといいたしましても、現在のそのような物価高の中におきましてはやはり積み立て金そのものが大きく目減りをしておるんだ、こういうふうにいわざるを得ないわけでありまして、いいたしますと、その積み立て金の目減りの責任はどこにあるのかということになってまいります。これはいろいろ考え方があるでしょう。ですが、まずまずこれは政府がその責任を何とか果たさなければいけないんじゃないか、これに対する対策は何か政府で講じてもらわなければならないんじゃないだろうか、こういうことも言われるわけでございます。

そういうような点からいいたしましても、今日のインフレが続く限り、これはもう現実には積み立て方式ではやっていけない。当然賦課方式にならざるを得ない。しかも先進各国におきましては、現在ほとんどの国においては賦課方式をとっておるということでもあります。おそろしくこういう問題が今日までのわが国の年金制度のいろいろな内容の充実を阻害をしてきておった一つの原因でもあるかと思っております。ですからこの際、当然賦課方式をとらざるを得ない。たとえいまのような暫定的な方法を講じておいても、早晩そうなるを得ない。そういうふうな踏み切ったいただいて、その上でひとつ年金の充実をはかっていく、そういう対策を思い切って講じていただく必要があるんじゃないかと思うのでありますが、いかがでございますか。

○植弘政府委員 積み立て金の目減り問題でございますが、実質的にインフレが進みますと相対的に目減りする、これはやむを得ないところでございます。しかしながら、積み立て金の運用につきましては、従来からも安全、有利、確実という方法で運用していただいておりますが、今後とも一そうその効率化運用というのに努力したいと思っております。

そこで、積み立て方式が賦課方式かという問題になってまいりますと、昨日も論議いただきましたが、賦課方式そのものの持つ、将来にわたって

の負担が高くなるという問題、それからもう一つは、現在では積み立て金を運用いたしまして福祉事業等も相当活発にやっていると聞いています。組合員の住宅資金の貸し付けといったようなものがあるいは福利施設の建設、運営といったようなことで、積み立て金方式によるメリットも十分活用していただいております。それで積み立て方式が将来にわたってそれで積み立て方式をずつと維持できるかという問題になってまいります。これは相当慎重に検討を要する問題であらうと思います。昨日から申し上げておりますように、この問題につきましては他の公的年金との関係もございまして、総理府審議室等を中心に十分検討していただきたい、このように考えております。

○折小野委員 安全、確実なことはけっこうなんです。しかし、現在のインフレの事態におきましては、それが毎年毎年目減りをしていったんでは何のために積み立ててきたのかかわらない、こういうような結果になってまいるわけでありまして、ですからもともと有利ということを考えてまいらなければならぬ。ところが、その有利といいますが、普通の有利ということになつてまいりますと、五・五％とか、それから六・何％の実績とか、そういうような数字しか出てこない。これが普通の有利なんです。場合によつてはこの積み立て金全部で馬券を買って、そしてその賞金をあれすばより有利かもしれませんが、いずれにしてもそういう普通の有利でなしに、いまのインフレに対応できるような方法を考えるというところ、しかしそれは普通の状態では考えられない。これは当然何か方法を講じていくというところが必要になってくるのじゃないかということなっております。

現に国会議員の互助年金は、今度の改正で百分の七から百分の七・六に引き上げました。これはいわゆる積み立て金方式から賦課方式に事実上移ったということだと思ひます。それだけ上げなければ給付の改善ができなかったわけでありま

から。ですから、これはもう必然的にすべての年金制度について言えることだと思ひます。したがって、今日のような状態からいいますと、好むと好まざるにかかわらずそういう方式をとらざるを得ない。またそういう基本的な立場に立たなければ今後の年金制度の充実ができないのだ、こういうふうな考えです。やはりそういう基本的考え方がある。一番大切なことじゃないかというふうに考えます。この点、大臣のお考えをちょっとお伺いしたいと思ひます。

○町村国務大臣 今日インフレの結果、御指摘のございましたような、積み立て金の価値が非常に減少をいたしておりますことは実はたいへん重大な問題であることは言うまでもございせん。折小野委員によれば、今日のようなインフレが続く限り、おそらく現在の積み立て方式では年金制度を維持していくことさえもできなくなるのではないかと御懸念をお持ちでござい

ます。私、どうもあまり勉強いたしておりませんので、その点、確たることを申し上げるだけの用意もございせんけれども、問題は、やはりインフレを収束させるということがこれは何といひましてもあらゆるものに優先する課題であらう。かりに賦課方式等をとるにいたしましても、いまのようなインフレをこのままに、今後さらにこういう状況が続くということにございすれば、年金制度それ自体が常に年金受給者の生活の安定にはならないというところに相なることは必至でございまして、問題はやはりいかにして今日の物価の高騰を鎮静させるかというところが最大の課題であることとは言うまでもございせん。そこで、間もなくこういった激しい物価高騰の状況がかりに鎮静をいたしたといたしまして、一体いまの積み立て金方式をとつてまいることが適当か、さらに続けることがよろしいのか、あるいは賦課方式に切りかえるべきかという問題に私は当然相なつてくることであらうと思ひます。これは私も確たる勉強をいたしておりま

で、申し上げることはややちゅうちょされるのでも、申し上げますけれども、いずれにいたしましても、この積み立て方式には積み立て方式のそれだけの長所というものがかなりあるように私は思ひます。したがって、この積み立て方式を賦課方式に切りかえるということになりますと、実はいろいろなむずかしい問題がその間に起きてくることは当然でございまして、いま、私どものような、こういったことについての検討を十分いたしております。きだといふような結論的なお答えを申し上げるということは実はできないのであります。この点はひとつ差し控えていただきますが、いずれにいたしましても、こういった年金制度というのは、今後わが国の社会がだんだん近代化してまいり、多くの僱給生活者というものの老後の安定をいかにして確保してあげるかという重大な問題との関係において検討をいたしていかなければならぬのであります。従来積み立て方式であったから、たとえどんなに欠陥があろうとあくまでも維持していかねばならぬという必要は必ずしもないのではないかと。要は、国の財政の問題、さらにはまたそういった数多くの年金受給者の老後の生活をいかにして安定をさせていくかという立場に立つて、今後この問題の長き安定した制度が維持されていくのには一体どうあるべきかということでも検討をいたしていくべき問題だ。これは政府としても真剣に検討に値する問題だ、私はかように考えておる次第でございまして。

○折小野委員 確かに諸悪の根源はインフレでございまして、インフレ退治は一番当面の問題だと思ひます。国務大臣としてひとつそういう面については一その御努力をお願いいたしたい。その上で特にインフレに弱い年金受給者、こういう人たちの生活を守り、さらにひいては年金生活者の福祉をも高める、そういう立場においてより一その御検討と御努力をお願いいたしたいと思ひます。あと、さらに二、三申し上げたいと思ひます。

昨年の法改正にあつた附帯決議で、「土地開発公社等の職員についても団体共済組合制度を適用すること。」という附帯決議がついたことは御承知のとおりでございまして。それにつきまして関係者の要望も非常にございまして、またこういう職員をこの制度の中に取り込むということは当然じゃないか、こういうふうな考えられておる中におきまして、今回の改正におきましてその面の配慮がなされなかった。これはどういふような理由で今回出されなかったわけですか。

○権弘政府委員 私どももいたしましては当委員会の附帯決議の趣旨にも沿ひまして、関係の厚生年金を所管いたしております厚生省と折衝いたしたわけでございまして、厚生省は社会保障制度審議会の基本的な方向によりまして、本来こういった共済組合という制度は公務員という特殊な地位にある者についての特別な職域保障である、そういうものを広げることは社会保障一本化の基本的な考え方から適当でないということで反対なのであります。それで、現に住宅公社や地方道路公社を入れていただいているわけですから、これも同じような性格として、法律上の特別な法人でございましてから認めていただきたいということをお願いいたしました。やはり社会保障制度審議会のお許しを得られないようではございまして、とうとう政府原案には入れることはできなかったわけでございます。

○折小野委員 わかりました。いろいろな問題の解決につきまして各省庁間のいろいろな問題がある、その一端がここにも露呈しておるようによい考えられます。それから次に、地方議員の年金制度の改善、これもまた非常に要望をされておるところでございまして。三十七年度にこの制度が発足いたしました。それから今日まで一べんも改定がないというふうな聞いておるわけでございまして、やはり今日の事態からいいますと、こういうふうな年金も改定すべし時期に来ておる、こういうふうな考えをわけでございます。これにつきまして今回改正案

の中に全然触れてないわけですが、これについてのお考えはいかがでございますか。

○植弘政府委員 地方議会議員の年金につきましては改定が行なわれていないという事は御指摘のとおりでございます。もともと、この発足が一般の公務員の共済制度と違ひまして、任意の掛け金による相互扶助の制度として発足したものでございます。そこで、その財政問題なり保険制度としての成熟ぐあい、こういったものを見ながら推移してまいりましたが、昭和四十九年から一部公的負担をするということになりまして現在に及んでいるわけでありまして。

そこで問題は、改定を行なうということになりますと非常に財源も必要となってまいります。それからまた現実には、御承知のように都道府県の場合ですとおおむねそろっておりますが、市ないしは町村になってまいりますと、地方団体間の規模が非常にアンバランスでございます。したがって、こういったものを統一的に処理するということになるかなんかというところでございまして、現実問題といたしましては、自治大臣の認可にかかっております報酬の月額の改定といひますか、これを、定款変更を認める形で水準のアップを考えてまいったわけでございます。

そこで問題は、年金それから一般の共済組合、こういったものがすべてスライド的に改定されるのであるからということで強い要望がございまして、私どもとしては、まだ共済会全体の財政運営といったものについて自信ができるまでは改定は見送るべきではないであらうか、こういう立場から政府原案には入れなかったところでございます。

○折小野委員 この問題に関連をいたしまして、ひとつ具体的な問題をお聞きしたいと思ひますが、それは、今日のインフレ、そういう面に関連をいたしまして、当然こういうような年金も改定すべきである、こういうふうな考え、これは当然なことだというふうに考えます。そうした場合には、やはり物価の上昇というものが指数の形で考

慮されていく、改定率を出すについて考慮されていくということとは当然なことだというふうに考えます。

それに関連をいたしまして、法による共済年金としての発足は三十七年度である、しかし三十六年度に互助年金制度として発足をしておいた、それを三十七年度に法的に認知した、こういうものであるというところ、そういうような立場に立つて改定を考慮すべきであるというふうに考えるのでございまして、いかがでございますか。

○植弘政府委員 かりに改定をさせていただくということになりました場合でも、その発足の年はやはり三十七年とすべきではないだらうかと思ひます。と申しますのは、三十六年度は任意的な互助会でございますが、議員さんも任意的な加入でございまして。したがって、現に三十六年には、共済会というか互助会に入っていない議員もおられるわけでございます。そういうことを考えますと、三十七年に強制加入ということで法律が制定されました段階をもつてこの制度の発足というふうにお考えいただくのがより妥当ではないだらうか、こういうふうにご考えるのでございまして。

○折小野委員 私はそういう点については、ただいまの御答弁は必ずしも妥当だとは思ひません。いわば庶子というふうな形で生まれたにいたしましても、認知したそのときに生まれたというわけじゃありませんので、認知というのとは生れたそのことをあとになって認めるということなんでしょうから、たとえどういふような形で生れたにいたしましても、その当時からずっと継続しておる人があるわけでありまして。そういういたしますと、三十六年度の一万円と三十七年度の一万円というのはおのずから実質が違つてきておるわけでありまして、その辺は当然考慮すべきであらうと思ひます。これは考え方でございしますが……

それでは次に、通算退職年金の適用者について遺族年金の制度がないんですね。これもこれまでの経過といたしまして、こういうようなことになつてきておるのはやむを得ないことかと思ひま

す。これもおそらく掛け金の関係とか、それに基づく原資の関係とか、こういうことに関連をしておると思ひますが、せめてこういうような面につきて、やはり社会福祉という立場からいたしまして、やはりこういう関係者に対しましては遺族年金を支給する、そういうふうな制度の改正をすべきであるというふうに考えますが、いかがでございますか。

○植弘政府委員 これも昨日お答えしたと存じますが、やはりまたこれも足を引っぱられるということになると思ひますが、厚生年金保険の年金にこの制度はないわけでありまして。したがって、その問題も関係省庁の間では議論になっておりますが、やはりこれを認めるという点と、他の年金、すなわち厚生年金等において措置する必要がございまして。そうなりますと、やはり率直なところを申し上げまして、今回のように二三・八%ですか、この大幅な年金改定、そのほかに扶養加給の制度の創設といったように、いろいろと水準アップ等考えてまいりますと、どこからやってくるのかこの際適当なのかといったような判断になつてまいりまして、この点があつて送られたということにならうかと考えております。

○折小野委員 いろいろ問題があらうことはわかりませんが、しかし、厚年との比較というものを考えるよりか、やはり同じ地方公務員との間の比較というものを私は考えていくべきであるというふうに考えます。そういう面から、こういう面の改善はぜひひとつ急いでいただくようお願いをしたいと思ひます。

それから最後に、いわゆる福祉事業でございまして、福祉事業が現在の組合員、すなわち掛け金をかけておる人たちの対象にしているいろいろな考慮されておるといふことは、これは一応当然なことかと思ひます。しかし、特に長期の年金につきましては、これは当然それらの人たちの将来の福祉と申しますか、そういう面を考慮した制度の運営、こういうものもあつていいのじゃないかと思ひます。事実上、年金受給者に対しましては現在ある

施設をいろいろと便宜的に利用させていただいておる、こういう面はあらうかと思ひますが、ただ、老人福祉関係の事業、こういうものがはつきりこの福祉事業の対象としてあつていいのじゃないか、こういうふうに考えるのですが、いかがですか。

○植弘政府委員 やはり原則的にいいますと、保険制度でございまして、現に組合員として加入している者の福祉を考へるのが第一だと思ひます。しかし今回の改正におきまして、健康保険にも例がございまして、短期の任意継続の制度等も認めさせていただいたわけでありまして。したがって、広くOBの組合員をどう処遇するかということになつてまいりまして、いま一筆にということはいへんだらうと思ひます。

ただ、問題は、老人福祉施設というふうなことで、ほんとうにOBだけを対象とした施設をつくるのはいいかどうか。やはり施設というものは、現在の組合員も利用できるということが主体であらうと思ひますので、これは相当慎重に検討させていただきたいと思ひます。

○折小野委員 もちろん私はOBだけ、老人だけの独占的な施設というふうな考へておるわけではございしません。しかし、年金は当然お互いがOBになつてから先の給付というものが問題なんでございまして、それをより充実させるということはいまの組合員も当然願つておるわけでございます。そういう立場からいたしまして、その資金を運用をして福祉事業をやるといふ面において、その将来のために福祉が充実される、そういうふうな施設が考慮されることは当然すべての組合員が望んでおることであらうと思ひます。そういう面についてひとつ十分今後の運用について配慮していただきたい、かように考えます。

以上、要望いたしました私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。○伊能委員長 次回は、公報をもってお知らせいたすこととし、今日は、これにて散会いたします。午後一時四十五分散会